

【重点項目】

1 「地方目線」の少子化対策①【財源確保と目標設定】 【結婚、妊娠・出産】

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

都市部と地方部では求められる少子化対策が異なります。例えば、都市部では保育所整備等の待機児童対策に資する事業のニーズが大きく、一方、地方部では待機児童対策よりも結婚したくても望みが叶わない若年者のために出逢いの場づくりや経済的な安定を築く事業などが求められます。このように少子化危機を突破するためには地域の実情に的確に対応した「地方目線」「当事者目線」での対策が必要です。

1 持続した少子化対策を講じるための安定した財源の確保

出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、少子化対策を講じるための財源をさらに確保すること。また、各地域が創意工夫して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含め、「地方目線」「当事者目線」で、きめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続・拡充すること。

2 少子化対策に関する総合的な目標設定

少子化対策を長期的に取り組むべき重点的な政策課題として位置づけた上で、その本気度を国民に伝えるために、少子化対策に関するわかりやすい政策目標を設定し、PDCAサイクルを回すことで、取組の進捗状況を「見える化」すること。また、目標を設定するにあたっては、国民に対して個人単位の目標ではないこと等を丁寧に説明すること。

その上で、国民が「安心して結婚し、妊娠・出産・子育てができる」と期待できるよう、少子化対策に関する取組を促進させるための税制の検討を含め、できうる限りの取組を進めること。

3 未婚化・晩婚化対策

少子化の大きな要因の一つとなっている未婚化・晩婚化について、個人の意思を尊重しつつ、これまでの対策が弱かった現状をふまえ、例えば出逢いの場を構築する地方への財政的支援や、政府広報を活用した結婚ポジティブ・キャンペーンなどにより社会全体で結婚を応援する機運づくりを進めるなど、国が主体となった積極的な対策を講じること。

4 ライフプラン教育の推進

子ども・思春期からのライフプラン教育を行う中で、親子や友人、地域との関係の在り方を含め、多様な家族観や、医学的見地からみた妊娠・出産の時期、中絶による母体への影響などについても学べるように配慮すること。

5 不妊・不育症治療への支援の拡充

(1) 特定不妊治療の見直しについて、引き続き、広く国民に対して周知を図るとともに、第2子以降の治療における助成通算回数の制限について見直しを行うこと。また、例えば、凍結融解胚移植など効果の高い治療法を行う場合についての助成額を引き上げるとともに、特定不妊治療に対する医療保険適用など経済的支援の拡充を図ること。さらに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。

(2) 男性不妊治療を行う場合は特に医療費が高額となることから、男性不妊治療に対する経済的支援の拡充を図ること。また、男性不妊についての知識の普及と啓発に取り組むこと。

(3) 治療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。

(4) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。

《現状》

- 単純な比較はできないものの、少子化を反転させたフランスやスウェーデンの家族関係社会支出の対GDP比は3%を超えているのに対し、我が国は1%程度にとどまっています。一方、地方では財政状況が厳しい中、地域の実情に応じた様々な取組を進めており、本県における平成26年度の少子化対策関連予算（25年度2月補正予算含む）のうち、政策的経費は前年度対比88.2%増となっています。
- 既に19の道府県で、少子化対策に関する総合的な数値目標を設定し、地域で実施可能な様々な取組を進めています。
- 中学校の特別活動・総合的な学習の時間、高等学校の家庭科、公民科および保健体育科等において、ライフプランに関する内容を学ぶ機会がありますが、各教科間で関連を図ることや、教科の目標に即した取組が十分ではありません。
- 特定の不妊治療は、国の助成対象範囲が見直されました。不育症については、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。
また、不妊治療の受診については、本人の精神的負担が大きく、治療を受けるための周囲の理解や、休暇制度などの環境整備が十分ではありません。
- 不妊の半数は男性にも原因がありますが、このことは広く知られておらず、不妊に悩む夫婦の精神的な負担の一因となっています。また、男性不妊治療を行う場合、治療費が増大し経済的負担が一層大きくなることから本県と福井県が男性の不妊治療への助成をはじめました。

《課題》

- ① 地域少子化対策強化交付金の創設により機運が盛り上がり、拡がりつつある地域の取組を一過性のものに終わらせることのないよう、継続的な事業として確立することが必要です。また、少子化対策にも大きく関わる子ども・子育て支援新制度について、平成27年度からの本格的な実施にあたっては必要な財源を確保することが必要です。
- ② 少子化対策をさらに進めるため、総合的な少子化対策の目標を設定することが必要です。
なお、目標を設定することについては、少子化対策への本気度が国民に伝わり、機運の醸成につながることを期待できる一方で、国民一人ひとりに価値観を押し付けるメッセージと誤って受け取られる恐れもあることから、国民への丁寧な説明が重要です。
- ③ 地方自治体や企業が結婚支援事業に取り組む動きが広がってきてはいますが、結婚を望む方が結婚できるよう、さらなる支援体制の構築が必要です。
- ④ 社会人となる前に、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けるとともに、家族の温かい信頼関係や愛情によって互いが深い絆で結ばれているという自覚を持ち、より充実した家庭生活を築こうとする態度を養うことが必要です。また、家族計画の意義やそれに伴う健康課題などについて学ぶ必要があります。
- ⑤ 子どもを産み育てることを希望する方に対する経済的な支援と周囲の理解を深める取組が必要です。また、男性不妊については、広く周知啓発することにより、不妊に悩む夫婦が安心して妊娠・出産ができる環境を整備していくとともに、経済的な支援が必要です。

県担当課名 子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、環境生活部男女共同参画・NPO課、教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課
保健体育課

関係法令等 医師法、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（国）

1 「地方目線」の少子化対策②【妊娠・出産、子育て】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

6 周産期医療体制の充実等

- (1) 産婦人科医や小児科医の不足や地域偏在の深刻化、あるいは医師の高齢化が進む中、安心して妊娠出産に臨める医療環境の整備に向けて、社会保障制度改革国民会議等の議論もふまえ、国レベルでの医師確保対策をしっかりと講じること。
- (2) 子育て中の医師等が就業を継続でき、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組への評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

7 産前産後から子育て支援に至るまでの充実

働く女性の妊娠・出産については、さまざまな法律で権利が保護されているものの支援制度が十分活用できていない状況がある。働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、企業等に対して、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止の取組と、支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に関する働きかけを強めること。

また、産科退院後の悩みや孤立からの育児不安の軽減を図るため、国において産後ケアにかかるモデル事業が開始されたところであるが、例えば、フィンランドの家族支援のしくみであるネウボラのように地域で妊産婦や家族を支えるような取組を行う地方を支援するなど、産前・産後から子育てまで切れ目なく支援ができるようなしくみづくりを推進すること。

8 NICU長期入院児等の在宅医療にかかるレスパイトへの財政措置の拡大

NICU長期入院児等の在宅移行を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。また、自宅に訪問看護師が訪問する訪問型レスパイトや、病院に訪問看護師が訪問するオープン型レスパイトなど、家族の支援を目的とする訪問看護の実施等に対する財政措置を創設すること。

9 子ども医療費の無料化

- (1) 子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費の無料化を全国一律のものとして制度化すること。
- (2) 地方自治体独自の助成制度(医療機関の窓口での無料化(現物給付))の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額措置を行わないようにすること。

《現状》

- 本県においては、人口10万人あたりの産婦人科および小児科の医師数は全国平均を下回り、特に分娩を取り扱う産婦人科医の高齢化が進み、50歳以上が全体の約70%となっています。また、40歳未満における産婦人科医および小児科医に占める女性医師の割合はそれぞれ50%を超えています。
- 本県では、女性医師をはじめとする子育て中の勤務医師が、就業を継続でき、復職しやすい環境づくりのための医療機関における先進的な取組に対し、支援を行っているところです。
- 男女雇用機会均等法において婚姻、妊娠、出産等を理由とした不利益取扱いの禁止や母性健康管理等の規定があり、労働基準法において母性保護規定があるにもかかわらず、働きながら妊娠した女性のうち4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験しています。また、子どもがいる働く男性のうち9人に1人が育児休業取得や育児参画を妨げられるパタニティ・ハラスメントを経験しています。
- 産前産後の悩みや孤立感、第2子以降の出生行動等に影響があると指摘されています。
- 高度な医療技術により医療的ケアが必要な児であっても在宅での生活が可能となり、その期間も延長しています。在宅でケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実、家族の支援を目的とする訪問看護の実施に対し強い要望があります。本県では、受入が可能なレスパイト施設は4施設のみで、医療的ケアが必要な重症児は特に受け入れられる施設が限られていることが問題となっています。
- 本県のすべての市町では、子どもに係る医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。また、県は、医療を必要とする子どもが安心して受診できるよう、この医療費助成を行う市町に対して、県費による補助をしています。ただし、医療機関の窓口での無料化（現物給付）については、住民から要望があるものの、実施にあたっては、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることもあり、県内では行われていません。

《課題》

- ① 産婦人科や小児科に従事する医師の不足、偏在の解消には、地方レベルでの取組だけでは限界があり、国レベルでの制度の見直しなど抜本的な対策が必要です。また、これらの診療科については他科と比べて女性の比率が高いことから、子育て中の医師が意欲を持って働き続けられるよう院内保育所の整備・充実や短時間正規雇用制度導入支援等の医療機関における環境づくりの促進が必要です。
- ② 医師不足の状況下において、医療機関における子育て医師等の勤務環境整備をよりいっそう促進するためには、短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入、管理職への女性医師の登用等の環境づくりを誘導し、評価するための仕組みが必要です。
- ③ マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントを防止するために、企業の経営者や上司・同僚等の妊娠や子育てに対する理解を深めるとともに、子育てに関する支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土づくりを促すことが必要です。
- ④ 産科の医師、助産師等や市町の保健師、保育士や子育て支援者などの連携により、産前産後から子育てまでの切れ目のない支援が受けられる仕組みをつくる必要があります。
- ⑤ 医療依存度の高い小児の在宅への移行が進む中、重症児を受け入れるレスパイト施設や小児在宅医療に対応できる訪問看護ステーションが不足しているため、身近なところでレスパイトケアを受けられる施設や家族を支援する体制の整備が必要です。
国の補助メニューに、NICU長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理および家族の一時支援を目的とする日中一時支援事業がありますが、医療機関等における支援体制の整備を促進するためには財政的支援の充実が必要です。
訪問看護を活用した家族支援の取組によりレスパイト施設の不足を補完することができます。今後、こうした取組を拡大していくためには国において新たな財政措置が必要です。
- ⑥ 国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国で行われていますが、すべての子どもが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。また、市町の医療費助成に対して県が補助を行うための財政負担は、非常に重いものとなっています。

県担当課名 医療対策局地域医療推進課、医務国保課、子ども・家庭局子育て支援課、少子化対策課、環境生活部男女共同参画・NPO課

関係法令等 医師法、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（国）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

1 「地方目線」の少子化対策③【子育て1】

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

10 子どもの教育・保育環境等の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の移行にあたっては1兆1千億円の追加財源の確保を確実に行うこと。
また、教育・保育の施設整備等による量の確保にあわせて、教育・保育に従事する職員の配置基準および資質向上、さらに処遇の改善などの質の改善に早期に着実に取り組むこと。
- (2) 保育所の入所については、第2子、第3子の保育料を無料化または軽減すること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度の趣旨（子ども・子育て支援の質・量の拡充）に鑑み、ならし保育や求職活動中の保育など柔軟な受入態勢が市町村の判断により構築できるよう基準等を早急に整備すること。
- (4) 病児・病後児保育については、利用者の変動により赤字経営を余儀なくされる現状を打開するため、利用定員に見合った看護師や保育士が常時配置できるよう補助基準を見直すこと。
- (5) 必要な地域に放課後児童クラブが設置、運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のための補助制度の拡充および補助基準額の引き上げを図ること。
また、放課後子ども教室の運営ができるよう必要な財源を確保すること。
- (6) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援のため、保育士の配置や障がい児保育を行う職員への指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。
また、待機児童となりがちな低年齢児の入所を容易にするため、年度当初の職員の加配を可能にする仕組みを導入すること。

11 発達障がい児等への支援機能の強化

- (1) 発達障がい児等に対する早期支援を図るため、市町村における専門人材の育成（長期の研修派遣等）にかかる支援制度を既存の支援制度へのメニューに追加するなど、必要な財政措置を行うこと。
- (2) 発達障がいに関する支援技術向上を図るため、専門機関が進める支援ツールの導入・普及・啓発に関する取組を支援すること。

《現状》

- 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆1千億円の財源が必要とされ、このうち消費税増収分から充当される7千億円以外の4千億円は今後の予算編成過程での歳入・歳出の見直し等により確保に取り組むこととされ、現時点では確保の見通しが立っていません。
- 子どもを持たない理由の一つとして経済的理由があり、特に3人目については経済的な支援が必要とされています。
- 子どもを初めて保育所に預けるときには、子どもも家族も不安になることから、ならし保育を実施する場合は、一般的に職場復帰後（又は就職後）に短時間保育で子どもを預けることとなります。
- 病児・病後児保育事業による補助は利用児童数に応じて加算されますが、利用児童数は日によって変動するため、利用定員を満たす看護師等や保育士を配置すると実施機関の経営は厳しくなります。
- 子どもの少ない地方においては、補助の人数要件等が足りず、放課後児童クラブの補助が受けられない場合があります。また、放課後子ども教室の実施にあたって必要とする補助額の財源が確保されていません。
- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。また、低年齢児保育は年度の後半に増加する傾向にありますが、保育士が確保できず待機児童となる場合があります。
- 本県では、児童精神科医療施設である小児心療センターあすなろ学園で、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて、地域で発達障がい児等への支援の核となる専門人材の育成を支援しているところです。また、保育所等への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を支援することにより、担任の支援技術の向上と子どもの問題行動の軽減につながっているところです。

《課題》

- ① 子ども・子育て支援新制度において、充実した「質の改善」を実施するためには、残りの4千億円の財源確保が必要です。
- ② 多子世帯における、子育ての経済的な負担を軽減することが必要です。
- ③ 育児休業終了前のならし保育や求職活動中の保育を市町村の判断により実施できれば、働く家族や保育される子どもの負担を軽減することができます。
- ④ 病児・病後児保育事業による補助は、利用児童数に応じて加算するのではなく、利用定員に見合った補助となるよう補助基準の見直しが必要です。
- ⑤ 必要な地域に放課後児童クラブを設置するには、小規模な放課後児童クラブであっても補助が受けられるよう補助制度の見直しが必要です。また、放課後子ども教室の実施に必要な補助の財源確保が必要です。
- ⑥ 広汎性発達障がい疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、保育士の加配や専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。また、待機児童となりがちな低年齢児の保育を確保するためには、年度当初から保育士の配置が必要となります。
- ⑦ 保育所や小学校等において、発達障がいに関する支援ニーズが高まる中、市町においては、専門人材の育成が急務である一方、長期の研修派遣を行う財政的な余裕がなく、また国の制度には支援メニューもない状況です。また、広く保育所や小学校等において、支援ツールの導入を促進するためには、国・県・市町が一体となって、関係者の意識啓発を行うことが必要となっています。

県担当課名 子ども・家庭局子育て支援課、少子化対策課、発達支援体制推進PT、雇用経済部雇用対策課

関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、発達障害者支援法

1 「地方目線」の少子化対策③【子育て2】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

12 改正次世代育成支援対策推進法の施行について

改正次世代育成支援対策推進法については、恒久化を検討すること。また、取組企業の拡大を図るため、中小企業が取り組みやすい認定基準を設定することや、制度を広く周知するとともに、新たな経済的優遇措置を創設すること。

さらに、行動計画策定指針については、「結婚支援」や「ライフプラン教育」など少子化対策の動向をふまえた内容を盛り込み、各主体の計画的な取組を促すこと。

13 企業と若者をつなぐための事業

若者が結婚し、子育てできるようにしていくためには経済的な基盤が重要であることから、安定的な雇用（正規雇用）に向けて、若者がスキルや職業観・意識を身に着ける必要がある。また、正規雇用の若者でも、3年以内の離職者が約3割（大卒）となるなど、大きな問題となっているが、就職活動時のミスマッチの要素が大きく、学生、企業の相互理解が重要である。このため、不安定就労の未然防止のため、インターンシップや若者への企業からの情報発信の制度を充実させること。

14 男性の育児参画の推進について

第2子以降の出生に影響を及ぼすといわれている「男性の育児参画」について、ポジティブ・キャンペーンを実施すること。また、地方における男性の育児参画を推進する取組を支援すること。

15 子どもの貧困対策の推進について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて策定される国の大綱等について、地方に対して十分な情報提供を行うとともに、法に定める支援等の明確化および、支援等の実施に必要な財政措置を講じること。

《現状》

- 次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針については、企業や地方自治体の計画策定率は高いものの、例えば長時間労働の改善など具体的な取組が進んでいない現状があります。
- 就職活動時の企業と若者のミスマッチにより、正規雇用の若者が早期に離職する場合があります。
- 育児休業制度については、多くの企業において制度化されているものの、男性の育児休業取得率は依然として低く、また、男性の家事・育児時間も短くなっています。
- 子どもの貧困対策の総合的な推進のため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、7月には国が大綱を策定する予定となっています。法では、都道府県は「子どもの貧困対策についての計画」の策定に努めることや、地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの教育の支援、生活の支援、経済的支援などの施策を講じることが規定されています。

《課題》

- ① 企業の行動計画策定率は向上していますが、計画に定めた目標の達成に向けて、企業からは「計画策定や大臣認定の具体的なメリットを増やして欲しい」といった声も多く上がっており、その実効性を向上させるためには、企業に対するインセンティブを高める必要があります。
- ② 新卒時の正規雇用促進と就職に至るまでの期間における企業と学生との相互理解によるミスマッチの防止が必要です。
- ③ 男性の育児参画について更なる機運の醸成が必要です。
- ④ 都道府県が「子どもの貧困対策についての計画」を策定するには、国から各都道府県の貧困率などのデータ提供を受けることが必要です。また、国や地方が講じるべき支援等の内容の明確化および、支援等を実施するための財政支援措置が必要です。

県担当課名 子ども・家庭局子育て支援課、少子化対策課、雇用経済部雇用対策課

関係法令等 次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律

1 「地方目線」の少子化対策(その1)

(内閣府、厚生労働省)

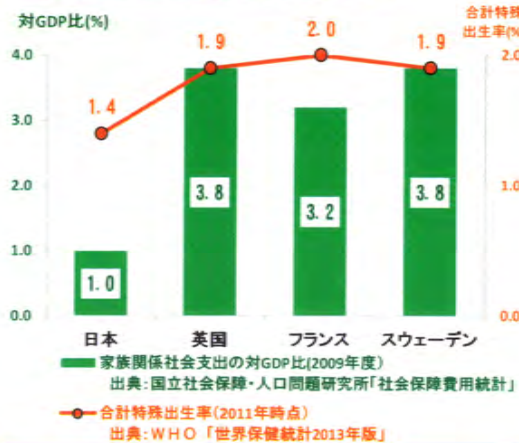
持続した少子化対策を講じるための安定した財源確保と目標設定

【提言・提案項目】

出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、**少子化対策を講じるための財源をさらに確保**すること。

各地域が創意工夫して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含め、「地方目線」「当事者目線」で、きめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、**地域少子化対策強化交付金を継続・拡充**すること。

諸外国の合計特殊出生率と 家族関係社会支出の対GDP比



様々な少子化対策を実施する自治体の方が出生率回復

幅広いメニューが必要

出典: 少子化危機突破タスクフォース(第2期政策推進チーム第4回(平成26年4月7日)松田茂樹委員提出資料)

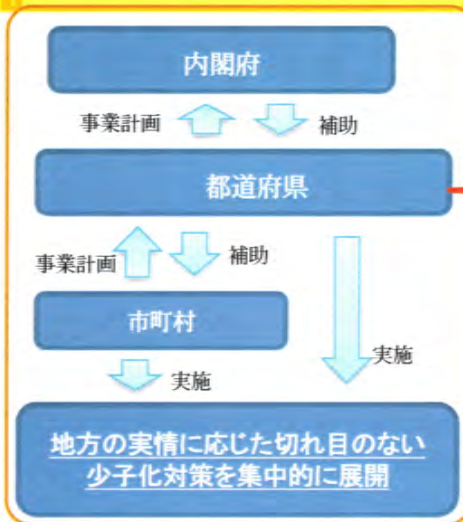
市町村の少子化対策の合計特殊出生率への効果



地域少子化対策強化交付金 30.1 億円(25 年度補正予算)

補助率: 10/10

交付上限: 都道府県 4,000 万円、市区町村 800 万円



三重県地域少子化対策強化計画事業一覧

(単位: 千円)

項目	事業名	事業費	うち交付金
結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うための仕組みの構築	少子化対策県民運動等推進事業	5,670	5,670
	みえの少子化対策を考えるフューチャーセンター事業	3,000	3,000
結婚に向けた情報提供等	みえの出逢い支援事業	9,043	4,176
妊娠・出産に関する情報提供	思春期ライフプラン教育事業	932	0
	思春期ライフプラン教育啓発事業	5,849	5,849
	マタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業	1,906	1,588
結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備	母子保健支援者育成事業	4,848	4,848
	健やか親子支援事業(周産期からの支援ネットワーク事業)	224	224
	男性の育児参画推進事業	1,718	0
	男性の育児参画普及啓発事業	5,425	5,425
	少子化対策総合ウェブサイト構築事業	8,426	8,426
合計		47,041	39,206

少子化対策は

地域特性に応じた施策

全国一律の施策

の2階建てで
きめ細かく
継続的に

【健康福祉部】

1 「地方目線」の少子化対策(その2)

(内閣府、厚生労働省)

持続した少子化対策を講じるための安定した財源確保と目標設定

【提言・提案項目】

少子化対策を長期的に取り組むべき重点的な政策課題として位置づけた上で、その本気度を国民に伝えるために、**少子化対策に関するわかりやすい政策目標を設定し、PDCAサイクルを回すことで、取組の進捗状況を「見える化」**すること。

また目標を設定するにあたっては、国民に対して**個人単位の目標ではないこと等を丁寧に説明**すること。

その上で、国民が「安心して結婚し、妊娠・出産・子育てができる」と期待できるよう、**少子化対策に関する取組を促進させるための税制の検討を含め、できる限りの取組を進めること。**

総合的なアウトカム(成果)指標の**政策目標を設定**

個人の目標ではないこと等を丁寧に説明

19道府県で設定済

- ◇取組の達成度を「見える化」
- ◇危機感や本気度を伝える
- ◇国民の「期待」に働きかけ
- ◇機運の醸成

総合的な目標を設定している都道府県

都道府県	合計特殊出生率	出生数
北海道	H18の1.18を維持又は向上(H29)	
青森	H20の1.30をH26に増加	
岩手	H22の1.39を維持(H26)	
宮城	H29に1.40	
秋田	H29に1.45	H29に6,100人
山形	H28年度までに1.70	
福島	上昇を目指す	増加を目指す
新潟	向上させる	
富山	上昇させる	
石川	H27年度末に1.50	
長野	H29に1.54	H29年度に推計値を600人上回る
静岡	H29年度に2	
京都		5年で出生数2,000人増
兵庫		平成23～27年で24万人
福岡		年間46,000人以上
佐賀	H29に1.71	H29に推計値を418人上回る
長崎	H27に1.5	
大分	H26年度に全国トップレベル	
宮崎	H26に1.70、H42に1.85	

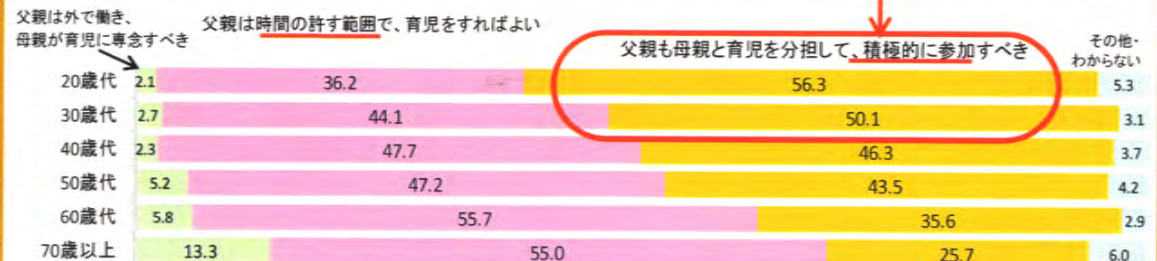
平成26年4月 三重県少子化対策課調べ

男性の育児参画

【提言・提案項目】

第2子以降の出生に影響を及ぼすといわれている「**男性の育児参画**」について、**ポジティブ・キャンペーンを実施**すること。また、**地方における男性の育児参画を推進する取組を支援**すること。

父親の育児参画について、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」が高い。



出典: 第3回みえ県民意識調査(平成26年1月～2月実施) 集計結果報告書より作成 (n=5,224)

男性の出番!!

「みえの育児男子」*プロジェクト

ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえの実施

育児男子アドバイザー養成

企業へ働きかけ

県庁の取組

*「イクメン」に加えて、「子育てに積極的に参画しようという意識が高く、家族や夫婦での話し合い・理解の結果、様々な事情により家事や育児に関わる時間が少なくても、一定の役割を果たしている男性」を含めた総称。

【健康福祉部】

1 「地方目線」の少子化対策(その3)

(内閣府、厚生労働省)

不妊・不育治療への支援の拡充

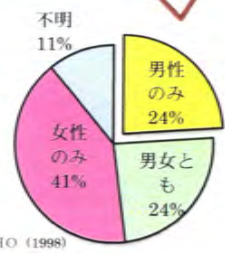
【提言・提案項目】

- 1 特定不妊治療の見直しについて、引き続き、広く国民に対して周知を図るとともに、**第2子以降の治療における助成通算回数**の制限について見直しを行うこと。また、例えば、凍結融解胚移植など効果の高い治療法を行う場合についての助成額を引き上げるとともに、特定不妊治療に対する医療保険適用など**経済的支援の拡充**を図ること。さらに、**不育症に対する公的助成制度を創設**すること。
- 2 男性不妊治療を行う場合は特に医療費が高額となることから、**男性不妊治療に対する経済的支援の拡充**を図ること。また、男性不妊についての**知識の普及と啓発**に取り組むこと。
- 3 治療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。
- 4 **仕事をしながら不妊治療が受けられるよう**、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、**企業における休暇制度の導入を働きかける**こと。

現状

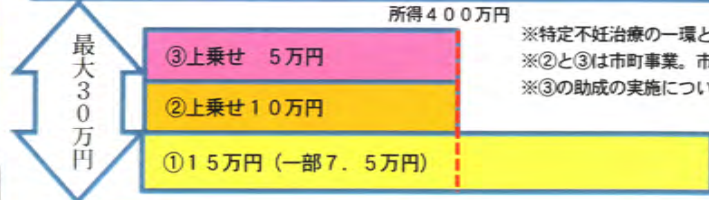


不妊の半数は男性にも原因があるのに広く知られていない



従来の県単独事業の上乗せを拡充しつつ、全国初の「男性不妊治療助成事業」を実施

- ①特定不妊治療費助成金の上限額は1回最大15万円(一部7.5万円)
- ②夫婦合算所得400万円未満の夫婦は1回最大10万円上乗せ
- ③男性不妊治療を含む場合はさらに1回最大5万円上乗せ



※特定不妊治療の一環としてT E S E等の手術を行った場合に限り
 ※②と③は市町事業。市町が助成した場合に県が1/2補助する。
 ※③の助成の実施については、各市町で検討中。

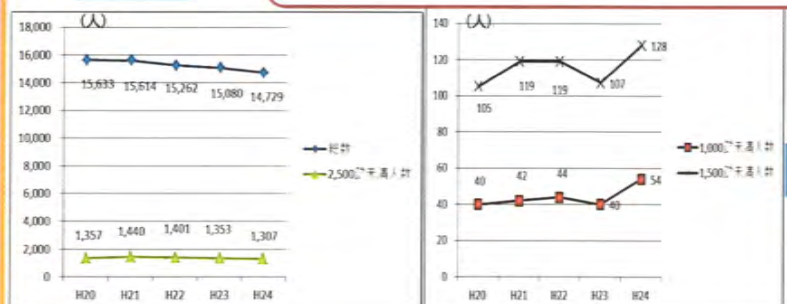
合わせて男性不妊に関する周知啓発事業を実施

NICU長期入院児等の在宅医療にかかるレスパイトへの財政措置の拡大

【提言・提案項目】

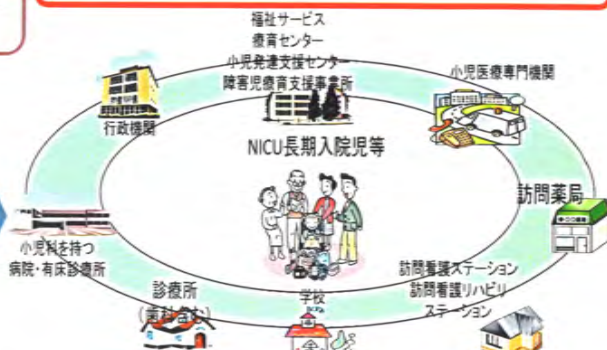
NICU長期入院児等の在宅移行を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れる**レスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充**すること。また、自宅に訪問看護師が訪問する訪問型レスパイトや、病院に訪問看護師が訪問するオープン型レスパイトなど、**家族の支援を目的とする訪問看護の実施等に対する財政措置を創設**すること。

現状



家族の身体的・精神的負担が大きい
 医療ケアが必要となる可能性が高い極低出生体重児(1,500g未満)、超低出生体重児(1,000g未満)は増加

在宅に必要な医療・福祉サービス等の提供体制の整備が必要



三重県における出生数と低出生体重児数の動向

【健康福祉部】

1 「地方目線」の少子化対策(その4)

(内閣府、厚生労働省)

産前産後から子育てに至るまでの支援の充実

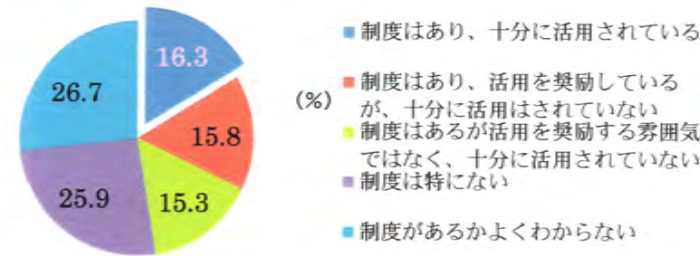
【提言・提案項目】

働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、**マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止の取組と、支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に関する働きかけを強めること。**

また、フィンランドの家族支援のしくみであるネウボラのように**地域で妊産婦や家族を支えるような取組を行う地方を支援するなど、産前・産後から子育てまで切れ目なく支援ができるようなしくみづくりを推進すること。**

現状

問 あなたの職場には、つわり休暇や通院などに配慮した勤務時間の変更など、妊娠・出産をする女性社員への支援制度はありますか？ (n=626)



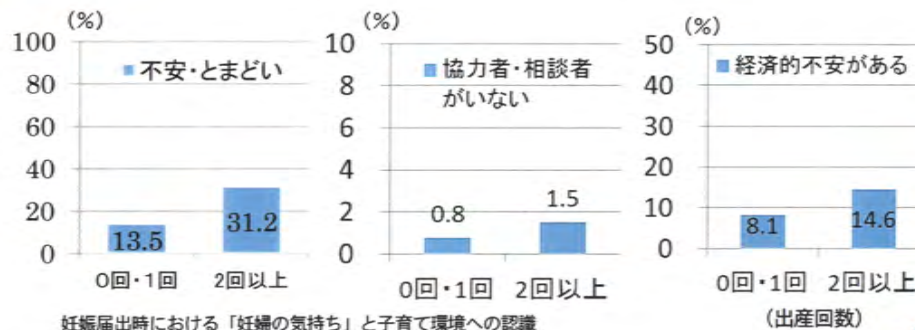
制度が十分に活用されているとする回答は、わずか16.3%！
さまざまな法律で権利が保護されているものの支援制度が十分活用できていない。

マタニティ・ハラスメントに関する意識調査 H25.5 (連合非正規労働センター)

ハラスメントの防止には、「制度と風土」、なかでも職場風土の改善が必要

現状

問 妊娠を知ったときの気持ち/協力者・相談者の有無/経済的な問題の有無について (出産回数 0回・1回: n=1,287~1,291、出産回数 2回以上: n=267~270)



妊娠届出時における「妊婦の気持ち」と子育て環境への認識
出産回数による違い 妊婦 1,577名の調査と分析より H25 (名張市健康支援室)

出産回数2回以上の妊婦に対して「出産・育児経験があるので慣れているだろう」と安易に考えて周囲がサポートを軽視しがち

妊産婦や家族を関係機関が連携して支えることが必要

〈フィンランドにおける家族支援のしくみ〉
ネウボラ
(Neuvola: Maternity and child clinics)

妊娠期から就学前までの健診、保健指導、予防接種、子育て相談等の親子(家族)支援を、必要に応じて支援機関と連携し、ワンストップで切れ目なく行う地域拠点施設。

【健康福祉部、環境生活部】

2 地方の実情に応じた女性の活躍促進の支援

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省)

- 1 女性の活躍を促進するための「社会機運の醸成」に向けて、以下の項目に取り組むこと。
 - ・ 「均等・両立推進企業表彰」、「くるみんマーク」、「なでしこ銘柄」など、女性の活躍促進に取り組む企業への表彰・認証制度において、それぞれ厚生労働省、内閣府、経済産業省等で好事例の顕彰が行われ、また、助成金等による支援が行われているが、企業にとっては、人件費負担が大きなネックになっており、意識はあっても取組に至っていないことから、さらに企業経営にとってメリットのある、各制度が一体となった助成金、融資、税制等の優遇措置等のインセンティブの付与の検討に取り組み、企業の負担軽減を図ること。その際には、地方が独自で実施する表彰・認証制度が、そのインセンティブを共有できるよう、地方知事表彰制度等との連携構築を図ること。
 - ・ 地方の実情に応じて、計画的に女性の活躍促進に取り組むため、単年度限りである「地域女性活躍加速化交付金」を継続するとともに交付団体数の増や上限額の引き上げなどの拡充を図ること。
 - ・ 女性の活躍を促進する税制や社会保障制度のあり方について検討すること。
- 2 女性の活躍を促進するための「柔軟で多様な働き方ができる社会の構築」に向けて、以下の項目に取り組むこと。
 - ・ 子育て期の女性が、仕事と家庭の両立を図りながら就労継続、職場復帰できるよう、短時間勤務やテレワークなどを組み合わせたスマートワーク（場所と時間に縛られない、多様で柔軟な働き方）を推進していくため、スマートワークのあり方が都市部と地方部とでは異なることに留意し、地方公共団体が、各地方に適したスマートワークスタイルの検討や、地方における各企業がスマートワークの導入検討を行う際に、国の支援対象となるよう制度の拡充を図ること。また、地方におけるスマートワークの検討や導入にかかる相談に対応できるよう、国において、「スマートワークセンター（仮称）」を設置すること。
 - ・ 一定地域内の中小企業・小規模企業の内部管理事務等を請け負うことを目的に「中小企業等協同組合法」に基づき設置する事業協同組合が、女性等が多様な働き方を選択できる一つのモデル形態として先進的な取組を進める場合、税制の優遇をはじめ、事業費の補助など支援策を講じ、全国拡大を図るきっかけとすること。
 - ・ 大企業とともに中小企業・小規模企業が共同して設置する企業内保育所の施設整備および運営の助成制度と子育て短時間勤務支援等を地方で活用できるよう、利便性の高い一体的支援制度として整備し、モデルとなる取組事例を啓発すること。
 - ・ 高等教育機関が、産学官連携により、在学生へのキャリア教育に加えて、卒業生に対する再就職・復職に向けた相談支援や、社会復帰前の学び直しなどのキャリアアップ・スキルアップ支援、地域企業との人材マッチングなど、地域人材の生涯にわたる一体的な支援を実施する際の支援制度を創設すること。また、子育てしながら再就職を希望する女性のニーズが高い、託児付きの就労相談について、市町村が体制整備できるよう、国が支援すること。
- 3 女性の活躍を促進するための「子育て家庭を支える社会の構築」に向けて、以下の項目に取り組むこと。
 - ・ 働く女性の妊娠・出産については、さまざまな法律で権利が保護されているものの支援制度が十分活用できていない状況がある。働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、企業等に対して、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止の取組と、支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に関する働きかけを強めること。
また、産科退院後の悩みや孤立からの育児不安の軽減を図るため、国において産後ケアにかかるモデル事業が開始されたところであるが、例えば、フィンランドの家族支援のしくみであるネウボラのように地域で妊産婦や家族を支えるような取組を行う地方を支援するなど、産前・産後から子育てまで切れ目なく支援ができるようなしくみづくりを推進すること。
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の移行にあたっては1兆1千億円の追加財源の確保を確実にを行うこと。また、教育・保育の施設整備等による量の確保にあわせて、教育・保育に従事する職員の配置基準および資質向上、さらに処遇の改善などの質の改善に早期に着実に取り組むこと。
 - ・ 保育所の入所については、第2子、第3子の保育料を無料化または軽減すること。
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の趣旨（子ども・子育て支援の質・量の拡充）に鑑み、ならし保育や求職活動中の保育など柔軟な受入態勢が市

町村の判断により構築できるよう基準等を早急に整備すること。

- ・ 病児・病後児保育については、利用者の変動により赤字経営を余儀なくされる現状を打開するため、利用定員に見合った看護師や保育士が常時配置できるよう補助基準を見直すこと。
- ・ 必要な地域に放課後児童クラブが設置、運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のための補助制度の拡充および補助基準額の引き上げを図ること。また、放課後子ども教室の運営ができるよう必要な財源を確保すること。
- ・ 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援のため、保育士の配置や障がい児保育を行う職員への指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。また、待機児童となりがちな低年齢児の入所を容易にするため、年度当初の職員の加配を可能にする仕組みを導入すること。

《現状》

- 少子化で労働力人口が減少する中、わが国の経済社会が持続的に成長していくためには、人材の活躍、中でも女性の活躍が欠かせません。国においては、女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけて取組が進められており、全上場企業に向けて、まずは役員に一人は女性の登用を要請するなど、大企業を中心に女性の活躍促進について積極的な働きかけが行われ、大手企業では役員への女性の登用、女性が活躍できる柔軟な勤務制度の整備等が進んでいます。
- 地方においても、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の就業継続・再就労支援等の女性の活躍促進につながる取組を進め、経済界・企業に働きかけを行っていますが、経営資源の乏しい中小企業・小規模企業においては、十分に取組が進んでおらず、人材の確保・定着に苦慮しています。
- 本県においては、県内企業の大部分を占める中小企業・小規模企業振興のための基本理念や施策の方針を定めた「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を平成26年4月1日より施行したところです。地域の雇用を守り、地域社会の維持・発展を実現するため、県が先頭に立って中小企業・小規模企業の振興に向けた取組を進めることとしており、その際には、中小企業・小規模企業が女性の多様な就業機会を提供することができるよう必要な施策を講ずることとしています。
- 本県が実施した「みえ県民意識調査」では、「子どもができたなら仕事をやめ、時期がきたら再就職する」中断再就職型の比率が全国平均より高いものの、仕事と子育てが両立しやすい場合の想定では「子どもができてもずっと働き続ける」継続型比率が高くなります。また、平成25年度に実施した「子育て中の女性の就労意識に関する調査」では、女性の離職理由として「恒常的な時間外労働」、「子育て支援サービスの不足」等が挙げられているものの、専業主婦の潜在的な就労ニーズは高く、子育てしながら働き続けられる職場環境整備が望まれています。中小企業・小規模企業では、女性の活用や助成制度に関する認識の希薄等により、既存制度の活用に至っていません。
- 男女雇用機会均等法において、婚姻、妊娠、出産等を理由とした不利益取扱いの禁止や母性健康管理等の規定があり、労働基準法において母性保護規定があるにもかかわらず、働きながら妊娠した女性のうち4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験しています。また、子どもがいる働く男性のうち9人に1人が育児休業取得や育児参画を妨げられるパタニティ・ハラスメントを経験しています。
- 全国知事会においては、「男女共同参画プロジェクトチーム」が、「ウーマノミクスで地域再生・日本再生 ～女性の活躍促進のための提言～」として、内閣府に要請活動を行い、育児休業時の所得保障の引き上げなどが実現したところですが、引き続き、国と地方がそれぞれの役割分担に従い、一体となって女性の活躍促進に取り組む必要があります。
- 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆1千億円の財源が必要とされ、このうち消費税増収分から充当される7千億円以外の4千億円は今後の予算編成過程での歳入・歳出の見直し等により確保に取り組むこととされ、現時点では確保の見通しが立っていません。
- 子どもを持たない理由の一つとして経済的理由があり、特に3人目については経済的な支援が必要とされています。
- 子どもを初めて保育所に預けるときには、子どもも家族も不安になることから、ならし保育を実施する場合は、一般的に職場復帰後（又は就職後）に短時間保育で子どもを預けることとなります。
- 病児・病後児保育事業による補助は利用児童数に応じて加算されますが、利用児童数は日によって変動するため、利用定員を満たす看護師等や保育士を配置すると実施機関の経営は厳しくなります。

- 子どもの少ない地方においては、補助の人数要件等が足りず、放課後児童クラブの補助が受けられない場合があります。また、放課後子ども教室の実施にあたって必要とする補助額の財源が確保されていません。
- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。また、低年齢児保育は年度の後半に増加する傾向にありますが、保育士が確保できず待機児童となる場合があります。

《課題》

- ① 地域経済を支える中小企業・小規模企業の振興に向け、女性の活躍を促進するためには、社会機運の醸成に取り組む必要があります。そのため、女性の活躍促進に取り組む企業への優遇措置、女性の活躍を促進する税制・社会保障制度の見直しなど、現在の各種制度のあり方について検討していく必要があります。
- ② 地域によって業種、業態、企業規模等がさまざまな中小企業・小規模企業において女性の活躍促進を図るには、地域経済団体等と連携した働きかけとともに、各企業の参考となるモデル事例の提示や、女性人材の育成・交流を支援する取組等を継続して行っていくことが必要です。また、地方の実情に合わせて多様な施策を展開する地方自治体を支援するための財政支援措置が必要です。
- ③ M字カーブの解消に向けて継続就労を進めていくためには、短時間労働、スマートワーク、育児休業など、柔軟で多様な働き方を保障するための支援や制度の充実が必要です。
- ④ 中小企業・小規模企業に女性の活躍促進を支援する既存制度の周知を図るとともに、地域の中小企業ニーズに合わせた離職防止および復帰支援等の充実を図る必要があります。また、女性が継続就労しやすい新たな仕組みとなる、業種や地域ごとの共同体づくりを強化し、企業への啓発と導入支援を一体化した事業を実施する必要があります。
- ⑤ 働くことに関する意欲・認識を高め、自己のライフプランを設計できるよう、キャリア教育の充実を図る必要があります。また、自己のライフプランに従い、再就職、復職を希望する女性を支援するための学びの場の提供や相談体制の充実、保育環境の整備が必要です。
- ⑥ 大企業では事業所内託児所の設置等さまざまな取組が始まっている一方で、中小企業・小規模企業が単独で取り組むには託児所の設置は経営上の負担が大きく、従業員の規模等から子育て中の女性をカバーする体制も取りづらい等困難な状況にあり、広く継続就労できる職場環境整備を進める上で中小企業・小規模企業の共同した取組の支援を行う必要があります。
- ⑦ 子育てしながら求職活動を行う女性にとって、子どもを預ける先が見つからないことは課題の一つとなっており、保育問題と再就職活動は切っても切れない関係性があります。そこで、各地域において保育制度を所管する市町村が、働きたい女性の保育ニーズへの対応と再就職・復職に向けた託児付きの相談体制の整備を行い、子育て中の女性の再就職を一体的に支援していく必要があります。
- ⑧ マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントを防止するために、企業の経営者や上司・同僚等の妊娠や子育てに対する理解を深めるとともに、子育てに関する支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土づくりを促すことが必要です。
- ⑨ 子ども・子育て支援新制度において、充実した「質の改善」を実施するためには、残りの4千億円の財源確保が必要です。
- ⑩ 多子世帯における、子育ての経済的な負担を軽減することが必要です。
- ⑪ 育児休業終了前のならし保育や求職活動中の保育を市町村の判断により実施できれば、働く家族や保育される子どもの負担を軽減することができます。
- ⑫ 病児・病後児保育事業による補助は、利用児童数に応じて加算するのではなく、利用定員に見合った補助となるよう補助基準の見直しが必要です。
- ⑬ 必要な地域に放課後児童クラブを設置するには、小規模な放課後児童クラブであっても補助が受けられるよう補助制度の見直しが必要です。また、放課後子ども教室の実施に必要な補助の財源確保が必要です。
- ⑭ 広汎性発達障がいや疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、保育士の加配や専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。また、待機児童となりがちな低年齢児の保育を確保するためには、年度当初から保育士の配置が必要となります。

県担当課名 子ども・家庭局子育て支援課、環境生活部男女共同参画・NPO課、雇用経済部雇用対策課
 関係法令等 男女共同参画社会基本法、中小企業等協同組合法

2 地方の実情に応じた女性の活躍促進の支援 (内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省)

企業に対する認証・表彰及び助成金等の制度

企業の自主的な取組について、均等・両立推進企業の表彰、ダイバーシティ経営企業100選、女性の活躍「みえる化」表彰やなでしこ銘柄等により、好事例として顕彰しているものの、特に中小企業・小規模企業においては、人件費負担がネックとなっている。

このため、各表彰制度と助成金、融資、税制優遇等が一体となったさらなるインセンティブの付与が必要

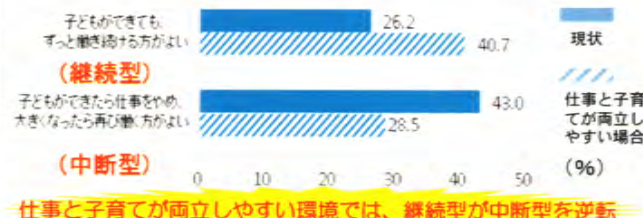
*国による現在のインセンティブ
・両立支援助成金の加算、くるみん税制

専業主婦の就労希望 (第2回みえ県民意識調査より)

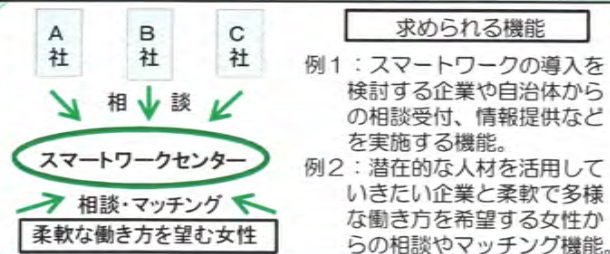


「今すぐにも働きたい」と「いずれ働きたい」の合計割合は20歳代88.9%、30歳代91.4%、**若年層の専業主婦等の潜在的な就労ニーズは高い。**

職場環境による就労意識の変化(第3回みえ県民意識調査)



スマートワークセンター(仮称)のあり方の検討



女性の就労に関する意欲は高いものの、就労継続、再就労に係る環境の整備が進んでいない。女性の活躍を促進するため、「社会機運の醸成」、「柔軟で多様な働き方」、「子育て家庭への支援」を柱とする社会環境の整備に取り組んでいく必要がある。

提言・提案項目

1 女性の活躍を促進するための「社会機運の醸成」に向けて

- ・女性の活躍促進に取り組む企業への表彰・認証制度におけるさらなるインセンティブの付与
- ・「地域女性活躍加速化交付金」の継続・拡充
- ・女性の活躍を促進する税制や社会保障制度のあり方についての検討

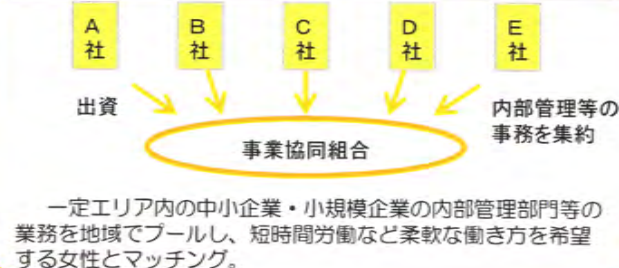
2 女性の活躍を促進するための「柔軟で多様な働き方ができる社会の構築」に向けて

- ・地方の実情に応じたスマートワークの導入検討を行う際の支援の拡充。スマートワークの検討や導入にかかる相談窓口としての「スマートワークセンター(仮称)」の設置
- ・事業協同組合を活用した多様な働き方を実現するモデル形態としての先進的な取組に対する支援制度の創設
- ・中小企業・小規模企業が共同して設置する企業内保育所に関するパッケージ型支援制度の創設と効果的な啓発
- ・高等教育機関が、産学官の連携により、再就職・復職の相談支援や学び直しなどのキャリアアップ・スキルアップ支援、地域企業との人材マッチングなどに取り組む際の支援制度の創設

3 女性の活躍を促進するための「子育て家庭を支える社会の構築」に向けて

- ・マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止と、支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に対する働きかけ
- ・子ども・子育て支援新制度の実施に必要な財源の確保、教育・保育の量の確保と質の改善
- ・第2子、第3子の保育料を無料化または軽減
- ・ならし保育や求職活動中の保育など柔軟な受入態勢が市町村の判断により構築できるよう基準等の見直し
- ・病児・病後児保育を促進するための補助基準の見直し
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実のための財源確保
- ・障がい児保育の充実、待機児童対策としての低年齢児保育の充実

事業協同組合を活用した新たな就業形態の提案



病児・病後児保育の補助基準の見直し

※病児対応型・病後児対応型の場合

- 【職員配置基準】
- ・利用児童10人につき看護師等を1名以上
 - ・利用児童3人につき保育士を1名以上
- 【補助基準】
- ・基本分は定額、加算分は年間延べ利用人数
- 利用人数は日によって変動するため、現在の補助額では、利用定員分の職員配置に要する費用をまかなえない。

利用定員に見合った補助を！！

【健康福祉部、環境生活部、雇用経済部】

3 「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、規制の特例措置等の実現

【提言・提案事項】 制度・予算

(内閣府、厚生労働省、経済産業省、財務省)

- 1 「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合型医療情報データベースの構築・運用に必要な財政的支援およびみえライフイノベーション推進センターを継続的に運営するための財政的支援について優先配分すること。
- 2 「みえライフイノベーション総合特区」において、研究開発を促進するための研究開発税制の恒久化など規制の特例措置等を実現すること。
- 3 総合特区の指定を受けた地域に財政的支援を優先的に配分する制度に改革すること。

《現状》

- 「みえライフイノベーション総合特区」(平成24年7月25日指定)では、県内各病院の投薬や治療などの情報を統合した統合型医療情報データベース(医療情報DB)を構築・運用して画期的な医薬品等の開発促進を図るとともに共同研究を進めるみえライフイノベーション推進センター(MieLIP)を県内7ヶ所に設置、運営されています。
- MieLIPの整備・運営については、総合特区推進費補助金(地域新産業戦略推進事業(経済産業省))(平成25年度単年度事業)の支援を受けました。(当該補助金は平成26年3月末で終了しました。)
- 医療情報DBの構築・運用に対する財政的支援については厚生労働省と協議中です。MieLIPの運営についても、26年度以降の財政的支援を経済産業省と協議中です。
- 医療機器の認証範囲の拡大など規制の特例措置は、協議の結果、案件を一部が全国展開をするとの回答を得られたものの、その他の案件は規制緩和には至っていません。

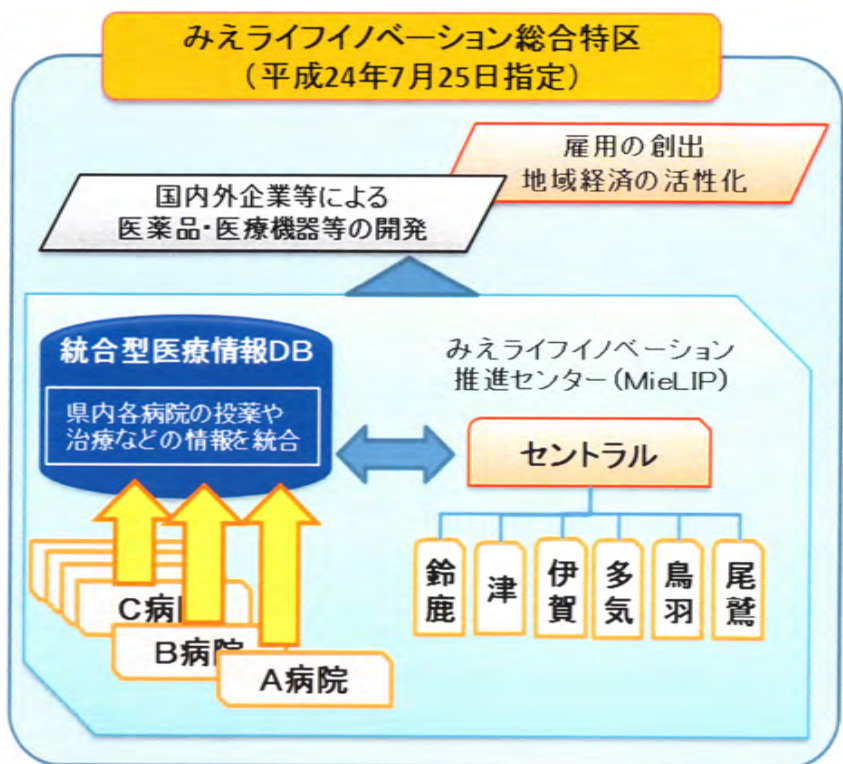
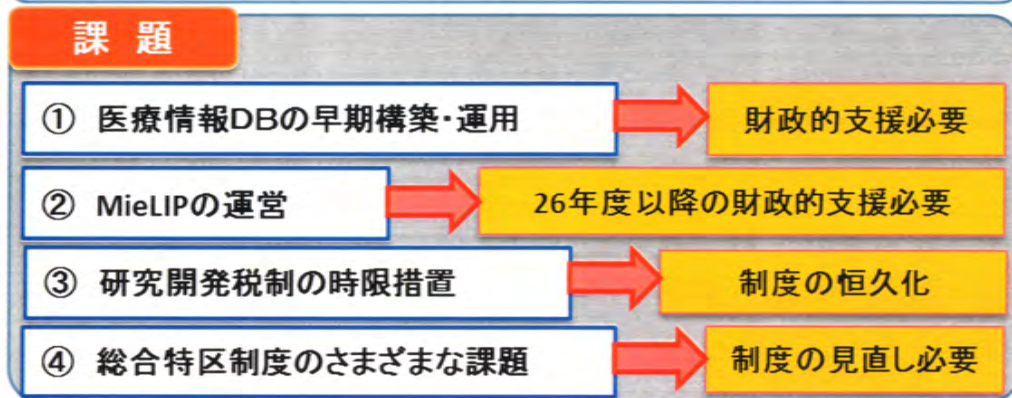
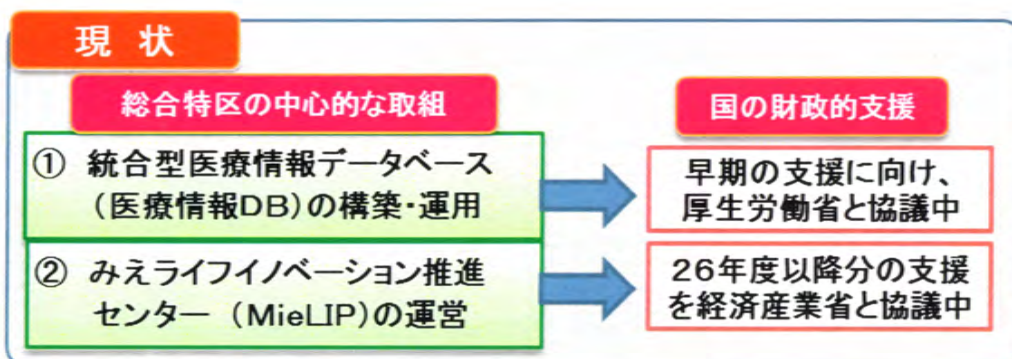
《課題》

- ① 医療情報DBの整備には少なくとも3年を要します。予定どおり平成28年度までに医療情報DBの活用を開始するためには、平成26年度のなるべく早い時期に医療情報DB構築に着手することが不可欠であり、その構築には財政的支援が必要です。
- ② MieLIPの運営についても、平成26年度以降の財政的支援を確保する必要があります。
- ③ 研究開発投資を呼び込むことで新たな産業創出や活性化を図るため、研究開発税制の時限措置となっている制度について恒久化が必要です。
- ④ 現行の総合特区制度において財政的支援を受けるためには、各省庁の既存事業に合わせた事業スキームに仕上げる必要があり、特区優先枠もなく、特区指定を受けていない地域や事業との差別化が図られていないなどさまざまな課題があります。総合特区の指定を受けた地域に財政的支援を優先的に配分する制度への見直しが必要です。

県担当課名 健康福祉部ライフイノベーション課
関係法令等 総合特別区域法

3 「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、規制の特例措置等の実現

(内閣府、厚生労働省、経済産業省、財務省)



【提言・提案項目】

- 1 「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合型医療情報データベースの構築・運用に必要な財政的支援およびみえライフイノベーション推進センターを継続的に運営するための財政的支援について優先配分すること。
- 2 「みえライフイノベーション総合特区」において、研究開発を促進するための研究開発税制の恒久化など規制の特例措置等を実現すること。
- 3 総合特区の指定を受けた地域に財政的支援を優先的に配分する制度に改革すること。

【健康福祉部】

4 海岸漂着物対策の推進

【提言・提案事項】 制度・予算

(環境省)

- 1 「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」が平成 26 年度に終了することから、海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。
- 2 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）が連携して、海岸漂着物対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言したところ、平成 24 年度補正予算において、全国で約 100 億円（本県交付額約 2 億 7 千万円）という大規模な予算「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」が措置され、当県においてはそれを有効に活用し、平成 25 年度から 26 年度にかけて海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進しているところです。
- また、護岸付近の滞留ごみの回収処理経費についても補助対象になるなど、同補助金の運用改善が図られ、地域における取組の幅が広がったところですが、依然として河川では、ペットボトルや食品容器などの多くの生活ごみや流木が散見されており、それらを放置するといずれ海岸漂着物になることから、その対策も必要となっています。
- 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、今後、海岸漂着物の発生抑制などの息の長い取組が求められています。

《課題》

- ① 海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、依然として一定の回収処理、発生抑制対策を実施していくことが必要であることから、その実施に係る経費について、平成 27 年度以降も活用できる恒常的な財政上の支援措置が必要です。
- ② 海岸漂着物対策では、流域圏の河川における散乱ごみ等の回収処理や流出防止対策により、ごみが海域に流出する前に対策を講ずることが効率的であることから、その実施に係る経費について財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

4 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

現状

① 伊勢湾沿岸の漂着物量(推計)

伊勢湾全体 約12,000t/年!
 三重県沿岸 約7,800t/年!!
答志島周辺 約3,000t/年!!!

② 県内の河川から流出したごみ

多くが鳥羽市答志島周辺に漂着!

③ 「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」

河川ごみ回収処理経費は補助対象外!

【海岸漂着物モニタリング結果】



河川ごみ



【漂流ボトル調査結果】



課題

① 海岸漂着物対策においては継続した取組が必要

平成27年度以降の財政支援必要

② ごみが海域に流出する前に対策を講ずることが効率的

河川ごみ等の回収処理や流出防止対策に係る財政支援措置必要

提言

- 「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」が平成26年度に終了することから、海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。
- 海岸漂着物の発生抑制対策として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

5 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(国土交通省)

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

《現状》

- リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については、工事が本年中にも着工されようとしています。
- 現在のJR東海の計画では、平成 39 年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で、平成 57 年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」や、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」での活動のほか、本県と同じ名古屋以西の中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済団体とも連携を強化し、全線同時開業に向けた取組を進めています。

《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要ですが、JR東海の経営努力だけでは全線同時開業の実現が困難であることから、国による積極的な支援が不可欠です。
- ② 全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和 48 年の基本計画および平成 23 年の整備計画において、名古屋・大阪間の主な経過地は、『奈良市附近』と定められています。特にこの整備計画の策定にあたっては、平成 2 年から三重県・奈良県を含めて実施された東京・大阪間の地形・地質等の調査結果や、国の交通政策審議会において平成 22 年 3 月から 20 回もの審議を重ねて出された答申をふまえた上で、改めて『奈良市附近』と明記されたものです。このため、名古屋・大阪間のルートは、基本計画および整備計画に基づき、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良を通るルートとすることが重要です。
- ③ 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置への設置が重要です。また、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

5 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

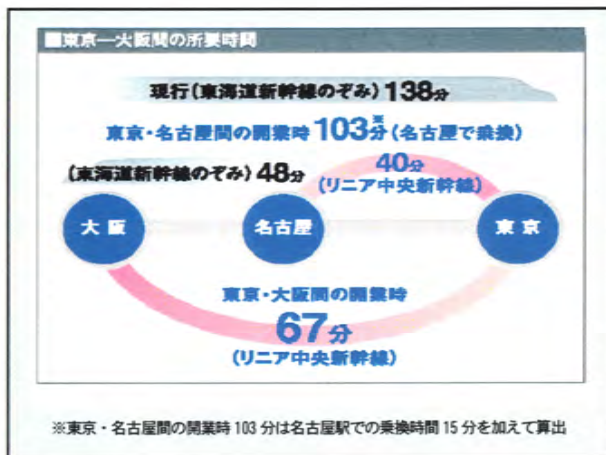
(国土交通省)

【課題】

リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要であり、ルートについては東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすることが重要です。

【現状】

本県では、奈良県および両県の経済団体と連携し、三重・奈良ルートによる全線同時開業に向けて取り組んでいます。



【リニア中央新幹線ルート概念図】



【提言・提案項目】

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

【地域連携部】

6 中部国際空港の機能強化（完全 24 時間化）の実現

【提言・提案事項】 制度・予算

（国土交通省）

- 1 国においては、我が国の中枢機能を分担することなど中部圏の将来の姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 中部国際空港の機能強化（完全 24 時間化）につながるよう、ビジットジャパンキャンペーンなどインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航路需要の拡大、二本目滑走路の早期整備に向けた取組を推進すること。

《現状》

- 中部国際空港は、平成 17 年 2 月の開港以来、わが国の国際拠点空港として、着実にその役割と責任を果たしてきており、急速に進むグローバル化の潮流に対応した航空輸送事業を担うとともに、中部圏における産業経済の基盤強化や国際交流の拡大を通じて、我が国全体の活力の維持・向上に大きく貢献しています。
- 平成 20 年 7 月に閣議決定された国土形成計画において、「中部国際空港については、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、国際航空貨物も含めた需要動向をふまえ、完全 24 時間化を促進し、フル活用ができるよう空港機能の充実を図る」と明確に位置づけられています。
- 東海地方の 3 県 1 市並びに経済団体等で構成する「中部国際空港利用促進協議会」、「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会」において、利用促進・需要拡大に取り組むとともに、二本目滑走路の早期整備に向けた関係機関への要望活動および機運醸成のための広報活動なども積極的に実施しています。
- リニア中央新幹線の開通が現実的なものとなる中、中部国際空港は首都圏と直結した巨大都市圏のなかの国際空港というインセンティブにより、世界に通ずる我が国の国際ゲートウェイの一翼を担うものとして、その役割はますます大きくなっていきます。

《課題》

- ① 観光立国の推進、経済の国際競争力強化、国際交流の拡大等の実現をめざしていく上で、国際航空需要や質的に新しい航空需要の増大に的確に対応するために、二本目滑走路の整備など中部国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ② リニア中央新幹線の開通による首都圏と直結した巨大都市圏の誕生という大きなインパクトの活用や、首都圏への一極集中による弊害を是正する国の中枢機能の分担などに、適切に対応することが必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 空港法

6 中部国際空港の機能強化(完全24時間化)の実現

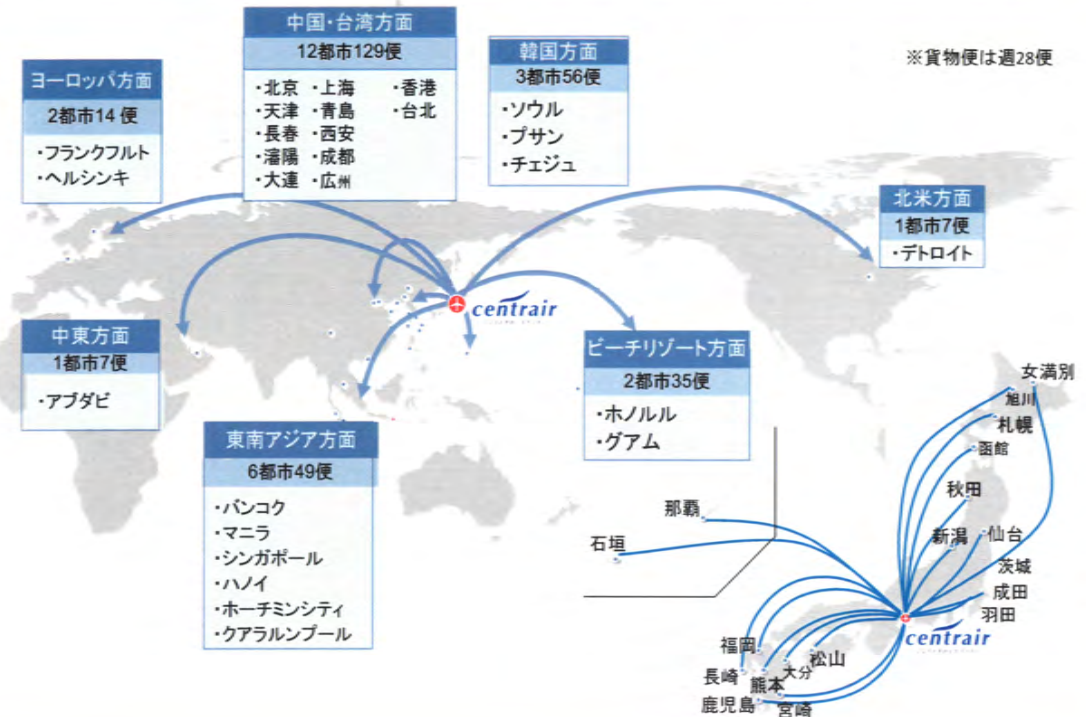
(国土交通省)

- ・航空需要の増大に的確に対応するために、国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ・国際拠点空港の世界標準である完全24時間化に向け、二本目滑走路の早期整備が必要です。
- ・リニアによる巨大都市圏の誕生や、首都圏一極集中による弊害是正に対し、適切に対応することが必要です。



中部国際空港の路線ネットワーク(2014年4月30日現在)

国際線～世界27都市に向け週297便運航 国内線～国内18都市に向け75便運航



【提言・提案項目】

- 1 国においては、我が国の中枢機能を分担することなど中部圏の将来の姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 中部国際空港の機能強化(完全24時間化)につながるよう、ビジットジャパンキャンペーンなどインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航路需要の拡大、二本目滑走路の早期整備に向けた取組を推進すること。

【地域連携部】

7 農地転用に係る許可権限の市町村への移譲と規制緩和

【提言・提案事項】**制度**・予算

(内閣府、農林水産省)

農地転用許可権限の市町村への移譲

《現状》

- 2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要です。また、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となります。大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない状況です。
- 国は、平成22年6月11日に示した「農用地等の確保等に関する基本指針」において、農地の総量確保の目標や都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標設定基準を設けており、都道府県はこの基準に従って目標面積を設定しています。国の指針に基づき設定した目標は、社会の変化や地域の実情を十分に反映しておらず、農地面積の減少などにより、目標の実現が困難な状況となっています。

《課題》

- ① 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにもかかわらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に応じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要があります。
- ② 農地の総量確保の目標は、人口減少や食料消費構造の変化等を勘案するとともに、地域の実情を適切に反映したものとする必要があります。

農地転用許可基準の見直し

《現状》

現行の農地転用許可基準は、農地や営農条件を中心に設定されており、総合的なまちづくりを進めていく上で支障となる事例があります。

《課題》

自治体が行い取らなければならない施策や計画がある場合、優良農地の確保に十分配慮しつつ、防災やまちづくり、農村振興にもつながる農地転用ができるよう、農地転用許可基準を見直す必要があります。

県担当課名 農林水産部農地調整課

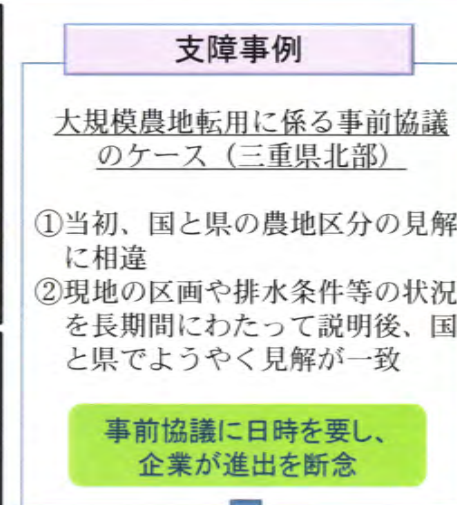
関係法令等 農地法、農業振興地域の整備に関する法律

7 農地転用に係る許可権限の市町村への移譲と規制緩和

(内閣府、農林水産省)

1 農地転用許可権限を市町村に移譲することが必要

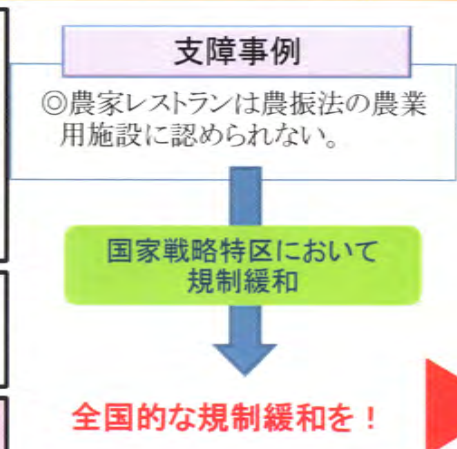
現 状	<p>◎2ha以下の農地転用は、知事許可</p> <p>◎大規模な農地転用許可には、国が関与</p> <p>①2ha超4ha以下は知事許可だが、大臣協議が必要</p> <p>②4ha超は大臣許可</p> <p>◎農地の総量確保の目標が、社会の変化や地域の実情を反映したものになっていない。</p>	<p>三重県では、2ha以下の農地転用許可権限を29市町村のうち19市町に移譲(平成26年4月現在)</p> <p>大規模な農地転用では、国との協議・調整等に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用できないケースあり</p> <p>農地面積は減少し続けており、目標の実現は困難な状況</p>
課 題	<p>1 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにもかかわらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に応じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。</p> <p>2 農地の総量確保の目標は、人口減少や食料消費構造の変化等を勘案するとともに、地域の実情を適切に反映したものとする必要がある。</p>	
提 言	<p>1 農地転用に係る許可権限等を速やかに市町村に移譲すること。また、移譲に際しては、全国市長会、全国町村会の意見等を踏まえ、市町村が適切に事務を行えるような制度設計とすること。</p> <p>2 地方と十分に議論を尽くし、実情を踏まえ、農地の総量確保の目標を設定すること。</p>	



迅速に判断できるよう、市町村に権限移譲を!

2 真に守るべき農地を確保した上で、農地転用許可基準を見直すことが必要

現 状	<p>現行の農地転用許可基準は、農地や営農条件を中心に設定されている。</p> <p>◎許可基準には、防災やまちづくり、農村振興の視点が不十分</p> <p>◎農振法施行規則第4条の4に基づく農地転用の不許可の例外適用が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27号計画は農業の振興に資するものに限られる ・26号の2計画(市町村条例に基づくもの)は実例が少ない
課 題	<p>3 自治体が行いなければならない施策や計画がある場合、優良農地の確保に十分配慮しつつ、防災や、まちづくり、農村振興の視点から農地転用が図られるよう、農地転用許可基準を見直す必要がある。</p>
提 言	<p>3 真に守るべき農地についてはしっかり確保した上で、総合的なまちづくりを進めることができるよう、農地転用許可基準を見直すこと。</p>



地域の实情に応じた土地利用を実現

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高まり、また、広域に被害を及ぼす台風や局地的な集中豪雨が頻発する中で、甚大な災害発生時の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高速道路等の整備が求められています。
- 県内の幹線道路の整備は道半ばであり、東名阪自動車道、国道1号、国道23号などで交通渋滞が多発しており、県民生活に大きな支障を来している中、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を活かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。
- 定住人口が減少傾向にある地方において、交流人口の拡大や効率的な都市形成によりその影響を緩和し、地域の活力を取り戻すことが求められています。

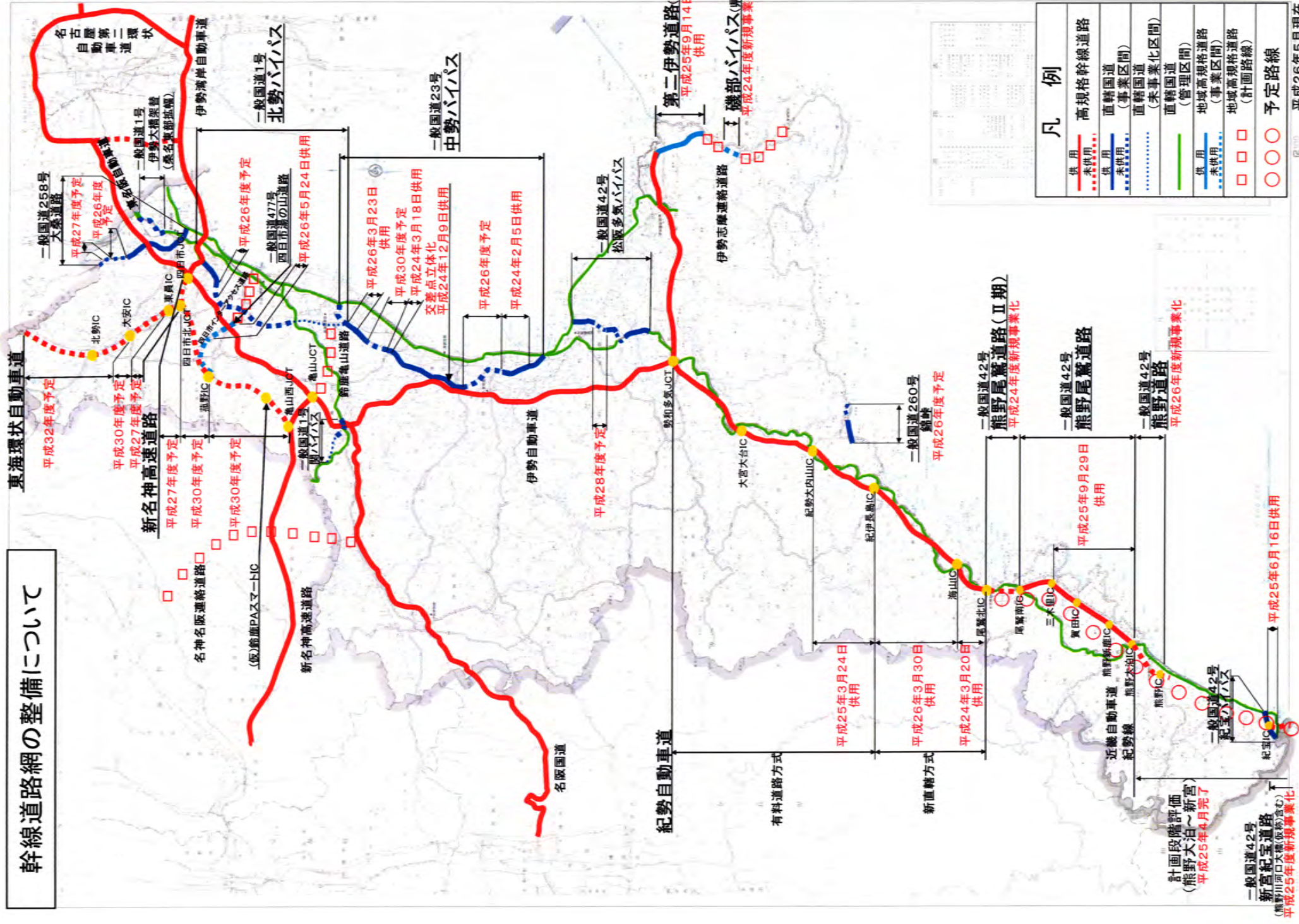
《課題》

- ① 本県の南部地域では、ミッシングリンクとなっている未事業化区間において、南海トラフ巨大地震に伴う津波により国道42号の約7割が浸水することが想定されており、早期に代替性を確保する道路ネットワークが必要です。
- ② 本県の北部地域・中部地域においては、県内外との交流・連携の促進、大都市圏との迅速かつ円滑な物流の実現、地域の交通渋滞の緩和等を図る道路ネットワークが必要です。
- ③ 高規格幹線道路と一体となって、地域相互の交流促進等に資する地域高規格道路の整備が必要です。さらに、本県では、多くの高規格幹線道路等が平成30年代前半頃までに整備される予定であり、それらの整備効果をいっそう高めるための新たな道路網の構築に向けた検討が必要です。
- ④ 踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を図る必要があります。

県担当課名 県土整備部道路企画課、道路建設課、都市政策課

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、道路法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

幹線道路網の整備について



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	直轄国道 (事業区間)
供用	直轄国道 (未事業化区間)
未供用	直轄国道 (管理区間)
供用	地域高規格道路 (事業区間)
未供用	地域高規格道路 (計画路線)
○	予定路線

平成26年5月現在

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

○ 中京圏と関西圏を結ぶ連携軸の強化

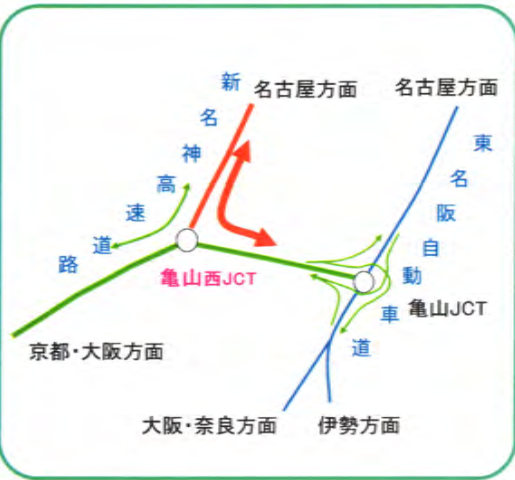
- ・ ネットワークの多重化によるリダンダンシーの確保
- ・ 渋滞解消によるネットワークの強化 (定時性確保)



亀山西JCTの同時フルジャンクション化

災害発生時等のリダンダンシー確保

東名阪自動車道の慢性的な渋滞の解消



30~40mにわたり崩落
300m3の土砂が流出
上り通行止16.5時間

＜亀山JCT付近のり面災害＞
・規制区間：亀山JCT～鈴鹿IC間
・規制原因：多雨による切土のり面崩落
2010年5月23日 23時20分発生



＜亀山JCT付近の状況＞

提言 新名神高速道路の着実な整備促進

【県土整備部】

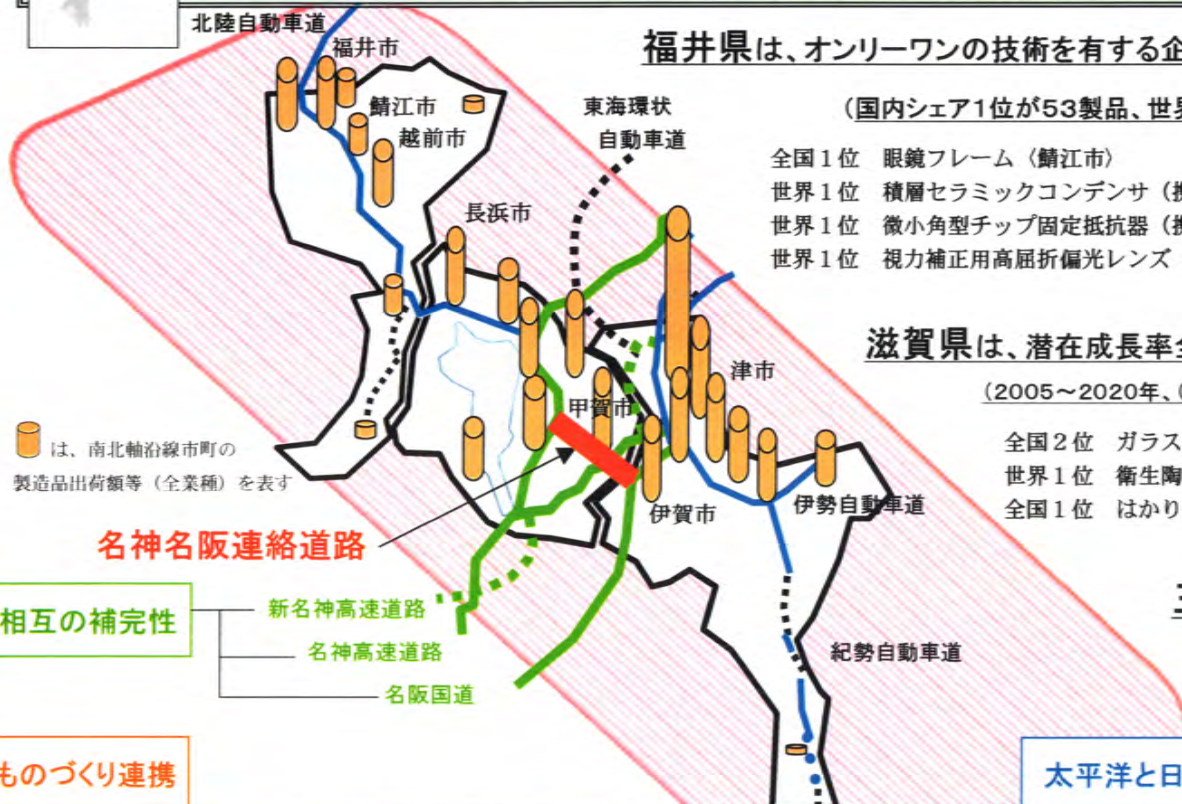
8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

名神名阪連絡道路

名神名阪連絡道路は、

日本の背骨「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**相互の補完性**を高める。**太平洋と日本海を連結**。
南北に散らばっている、きらっと光る企業活動をつなぎ、中部と近畿の**ものづくり連携**を強め一体性を高める。



は、南北軸沿線市町の製造品出荷額等(全業種)を表す

福井県は、オンリーワンの技術を有する企業が多数立地

(国内シェア1位が53製品、世界シェア1位が14製品)

- 全国1位 眼鏡フレーム(鯖江市)
- 世界1位 積層セラミックコンデンサ(携帯電話用)(越前市)
- 世界1位 微小角型チップ固定抵抗器(携帯電話用)(福井市)
- 世界1位 視力補正用高屈折偏光レンズ(鯖江市)等



ハリウッドスターからクマモンまで
福井県の眼鏡フレーム世界シェア20%



積層セラミックコンデンサ



微小角型チップ固定抵抗器

滋賀県は、潜在成長率全国1位

(2005~2020年、(社)日本経済研究センター推計)

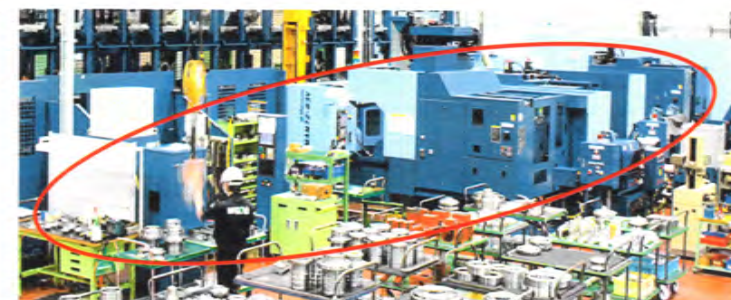
- 全国2位 ガラス(液晶用ガラス基板等)(長浜市)
- 世界1位 衛生陶器(甲賀市等)
- 全国1位 はかり等



液晶用ガラス基板

三重県は、人口1人あたりの製造品出荷額等全国1位

- 世界3位 工作機械(伊賀市)
- 全国1位 業務用化粧品(伊賀市)等



世界中の工場で、DMG森精機が製造した工作機械が、航空機や自動車などに組み込まれる部品を生産しています。

相互の補完性

- 新名神高速道路
- 名神高速道路
- 名阪国道

ものづくり連携

3県(三重県+滋賀県+福井県)・愛知県・大阪府の総生産額の合計は、東京都に匹敵

<都道府県総生産ランキング>

1位	東京都	91兆円
2位	大阪府	36兆円
3位	愛知県	32兆円
	...	

(三重県+滋賀県+福井県 16兆円)

太平洋と日本海を連結

南北に連結され、太平洋と日本海がつながる。
また、高速道路やリニアで広域的周遊的な移動が可能

<所用時間の短縮:津市-福井市間>

現況ルート:津市→(草津JCT)→福井市 3時間22分



整備後ルート:津市→(名神名阪連絡道路)→福井市

2時間42分(40分短縮)

提言 名神名阪連絡道路の早期実現のための計画検討の推進

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ①国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）と同時に、南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ②産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（北勢BP 4工区の早期事業化！）

⇒ 道路を賢く使うには、北勢バイパスの整備によるダブルネットワーク形成が必要！

国道1号北勢バイパス



地震防災シンポジウム開催
1,200名 (H26年2月2日)

四日市市自治会連合会、鈴鹿市自治会連合会、四日市商工会連所が集めた「北勢バイパスの早期完成を求める署名」合計数
126,430名
(平成22年8月に国土交通省へ提出)

市民・経済界・行政ともに、**国道1号北勢バイパスの早期完成を強く望んでいます！**

北勢BP 事業中箇所の整備推進！



渋滞により年間約120億円の損失

国道1号の渋滞状況（四日市内）



冠水により交通機能が寸断！

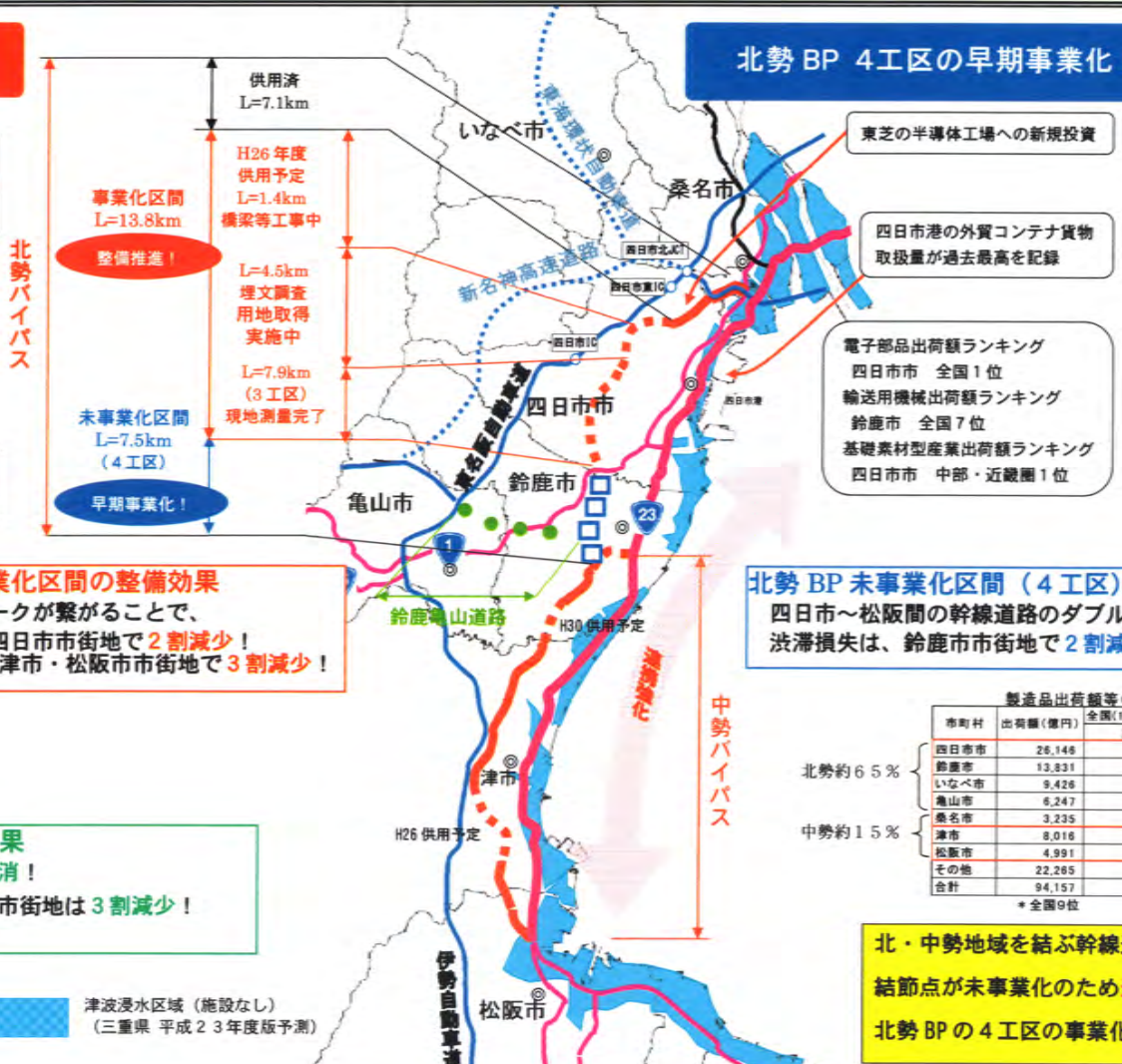
国道23号の冠水状況（津市内）

北勢BP 及び中勢BP の全線4車線化整備効果

国道23号現道の混雑度1.25以上の区間が解消！
渋滞損失は、四日市市街地は4割減少！、鈴鹿市市街地は3割減少！
津市・松阪市市街地は6割減少！

津波浸水区域（施設なし）
(三重県 平成23年度版予測)

北勢BP 4工区の早期事業化！



東芝の半導体工場への新規投資

四日市港の外資コンテナ貨物取扱量が過去最高を記録

電子部品出荷額ランキング 四日市市 全国1位
輸送用機械出荷額ランキング 鈴鹿市 全国7位
基礎素材型産業出荷額ランキング 四日市市 中部・近畿圏1位

北勢BP 未事業化区間（4工区）の整備効果
四日市～松阪間の幹線道路のダブルネットワーク形成により、渋滞損失は、鈴鹿市市街地で2割減少！

製造品出荷額等(全業種)H23年					
市町村	出荷額(億円)	全県(1,702市町)		三重県	
		順位	順位	割合(%)	
北勢約65%	四日市市	26,146	12	1	27.8%
	鈴鹿市	13,831	32	2	14.7%
	いなべ市	9,426	62	3	10.0%
	亀山市	6,247	108	6	6.6%
	桑名市	3,235	215	9	3.4%
中勢約15%	津市	8,016	76	4	8.5%
	松阪市	4,991	135	7	5.3%
	その他	22,285			23.6%
	合計	94,157			

+ 全国9位

出荷額の約8割が北・中勢地域に集中！
連携強化が必要！

北・中勢地域を結ぶ幹線道路は**国道23号 一本のみ！**
結節点が未事業化のため**連携が不十分！**
北勢BPの4工区の事業化による**ダブルネットワーク形成が必要！**

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

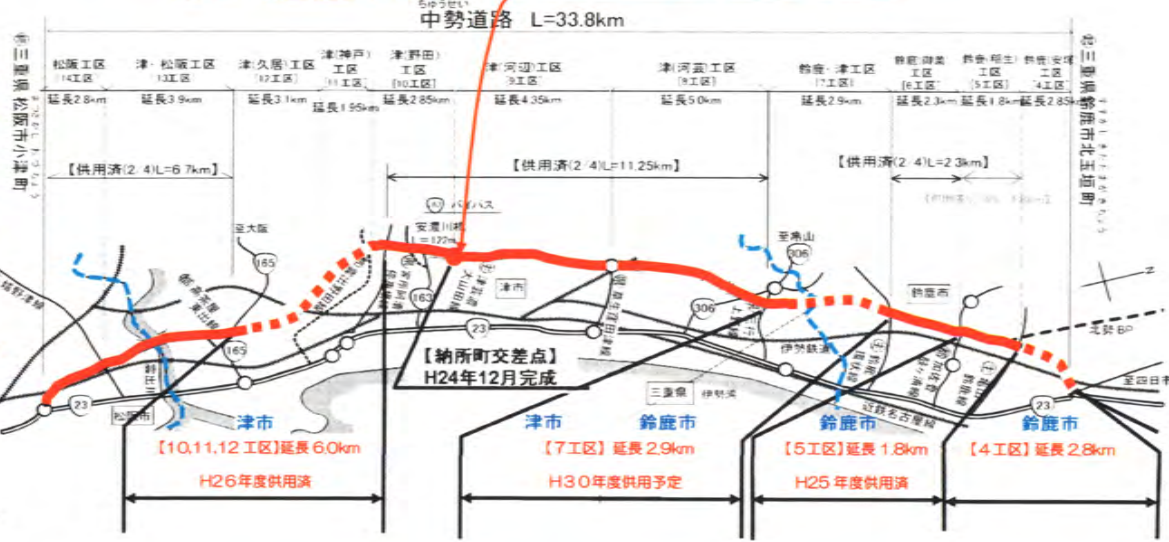
(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ① 国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）
- ② 南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ③ 産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（中勢BPの早期完成とともに北勢BP4工区の早期事業化！）



国道23号中勢バイパス



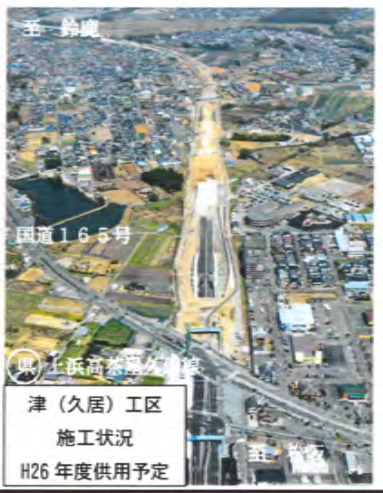
製造品出荷額等(全業種)H23年

市町村	出荷額(億円)	全国(1,702市町村)		三重県	
		順位	割合(%)	順位	割合(%)
四日市市	26,146	12	27.8%	1	27.8%
鈴鹿市	13,831	32	14.7%	2	14.7%
いなべ市	9,426	62	10.0%	3	10.0%
津市	8,016	76	8.5%	4	8.5%
亀山市	6,247	108	6.6%	6	6.6%
松阪市	4,991	135	5.3%	7	5.3%
桑名市	3,235	215	3.4%	9	3.4%
その他	22,265		23.6%		
合計	94,157				

* 全国9位

出荷額の約8割が北・中勢地域に集中!

北・中勢地域を結ぶ結節点が未事業化のため連携が不十分!



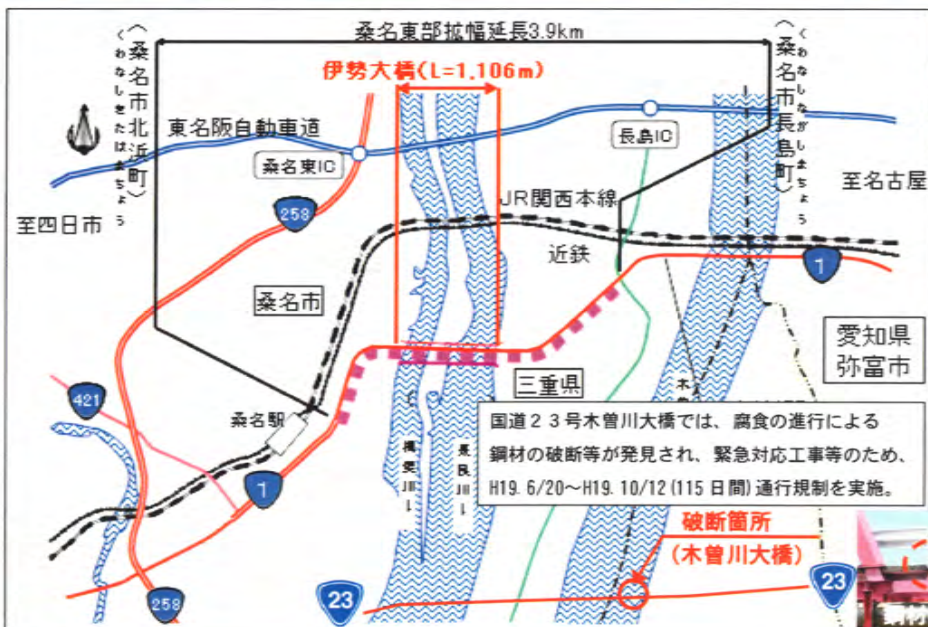
8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

「災害時の緊急物資輸送の機能確保」、「常時の物流効率化の支援」、
「交通渋滞の緩和」のため、老朽化の激しい伊勢大橋の早期架け替え
えが強く求められており、事業推進に必要な事業費の確保を！

伊勢大橋の架け替え事業の本格着工を！

<中堤上流からの全景>
*昭和9年度竣工(80年経過)



「伊勢大橋架け替え」の必要性

- ①長年の雨水・塩害の影響により老朽化が進行(昭和9年度竣工)
- ②地盤沈下により、伊勢大橋(現橋)断面が計画高水位を下回る
- ③伊勢大橋(現橋)の耐荷力不足により、ISO(国際標準化機構)規格コンテナの輸送が一部制限(20t超過車両)
- ④桑名東部拡幅区間におけるkmあたりの渋滞損失時間は依然として高く、三重県内の国道平均の約2.8倍に相当

国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)

●老朽化を応急補修等により維持している状況

<補修塗装工事前の状況>



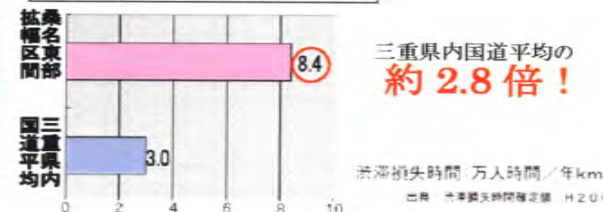
●地盤沈下により、計画高水位を下回る箇所が存在

[伊勢大橋(現橋)断面図]



耐震補強対策は、河積阻害率等の課題により困難

●交通渋滞の緩和・解消が必要



●耐力不足によるコンテナの陸上輸送の一部制限



提言 国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架け替え)事業の整備推進

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

まちの活力再生に向け、連続立体交差事業、踏切除却事業の推進に必要な予算確保を

【近鉄名古屋線連続立体交差事業】

連続立体交差事業 680m

川原町駅

高架駅舎構築中

▲踏切渋滞状況

☆完成予想図☆

【松阪公園大口線踏切除却事業】

踏切除却事業 600m

松阪市役所

鉄道下函体が完成

▲踏切渋滞状況

☆完成予想図☆

踏切事故の解消による安全・安心なまちづくり
踏切渋滞の解消による交通の円滑化

平成27年度鉄道高架切替完成、アンダーパス供用を目標に事業を推進中！！

提言 近鉄名古屋線(川原町駅付近)連続立体交差事業や松阪公園大口線など街路事業の推進に必要な予算の確保

【県土整備部】

9 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ巨大地震の切迫性が高まる中、平成 24 年 8 月に内閣府が公表した強震断層モデルをふまえ、本県が平成 25 年度に実施した地震被害想定調査の結果では、すべての市町において震度 6 強以上の地震が発生し、津波による浸水が約 28,000ha に及ぶなど、甚大な被害を想定しています。
- 平成 23 年に発生した紀伊半島大水害、平成 25 年の台風 18 号による被害など、本県では住民生活に影響を及ぼす風水害・土砂災害が頻発しています。
- 本県が管理する公共土木施設の多くは高度成長期以降に集中的に整備され、整備後 50 年を経過している橋梁の割合は現在 29% ですが、20 年後には 69% となるなど、老朽化する公共土木施設が急速に増加します。
- 本県では、「橋梁長寿命化修繕計画」、「河川特定構造物長寿命化計画」、「下水道長寿命化計画」、「公園施設長寿命化計画」などの長寿命化計画を策定し、定期的な点検と計画的な修繕・更新を実施することで、将来的な維持管理費の低減に取り組んでいます。また、本県では、メンテナンス技術の共有や市町への発注支援などのため、県内全ての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年 3 月に全国に先駆けて設立しました。

《課題》

- ① 厳しい財政状況の中、頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に備えた事前防災・減災対策、公共土木施設の老朽化対策などの国土強靱化に取り組むためには、国の防災・安全交付金などによるさらなる支援が必要です。
- ② 本県における公共土木施設の整備率は全国平均に比べ下位（道路 39 位、河川 37 位、下水道 39 位など）にあり、今後も公共土木施設の整備を一層推進する必要があります。しかし、厳しい財政状況の中、本県における公共事業予算はピーク時の約 40% に減少する一方で、維持管理費の割合は約 2 倍に増加し、整備に必要な建設費が確保できない状況です。
- ③ 河川の小規模な水門やポンプ設備、小規模な港湾施設の老朽化対策、風水害の発生時に被害を拡大する恐れがある堆積土砂の撤去は交付金の対象となっていないため、多額の維持管理費を必要とすることから国の支援が必要です。

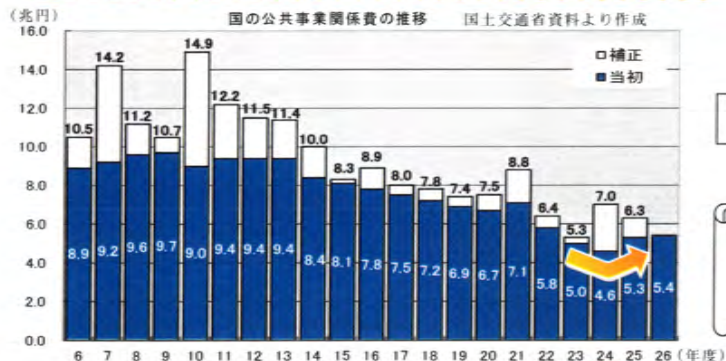
県担当課名 県土整備部道路管理課、流域管理課、河川課、港湾・海岸課、下水道課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

9 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(国土交通省)

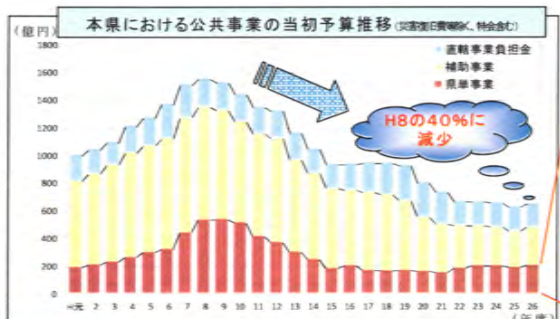
防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進するためには、
防災・安全交付金の増額など公共事業関係費を充実する必要があります。

！ 防災・安全交付金の増額 ～国の支援をさらに強化～

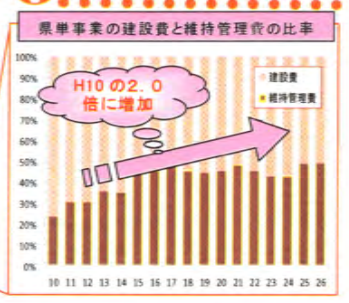


平成26年度予算
(対前年度比1.02倍)
「国民の安全・安心の確保」
等の分野に重点化

防災・安全交付金の
増額など
国の支援をさらに強化

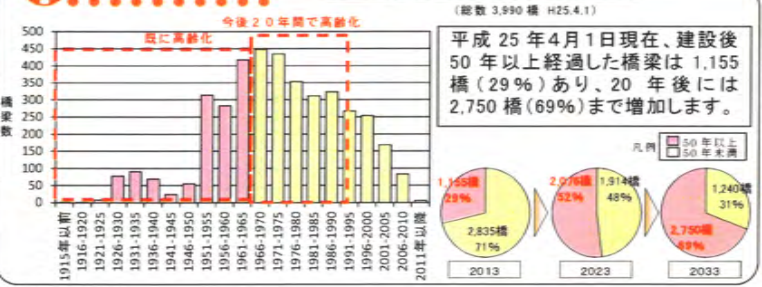


！ 維持管理費が建設費を圧迫



！ 急速に進む老朽化

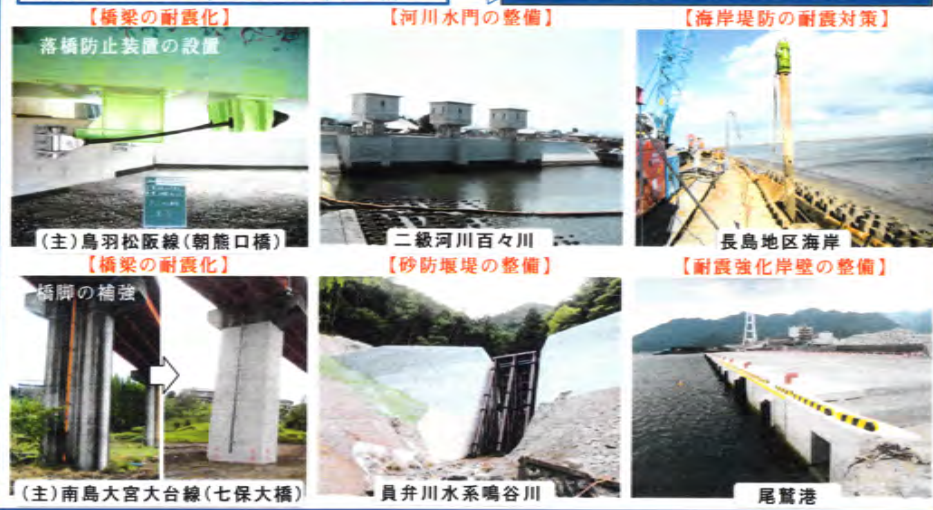
橋梁の建設年度別 分布



三車県道路インフラ
メンテナンス協議会
道路インフラの維持・
補修等を確実に実施
するため、全ての道路
管理者が参画した協
議会を全国に先駆け
設立(H26.3)

頻発する風水害・土砂災害や切迫する 南海トラフ巨大地震・津波に対する備え

事前防災・減災対策が必要



老朽化が進む県管理施設

緊急対応として取組が必要



提言

- 頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に対する事前防災・減災対策、老朽化が急速に進行する公共土木施設の計画的かつ適切な維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金の増額など国の支援をさらに強化すること。
- 特に維持管理において、長寿命化計画等を策定した施設の計画的な修繕や更新に必要な財源を安定的に確保するとともに、河川の特定構造物改築事業の交付対象要件(現行は概ね4億円以上、機能に致命的な影響がある機器等に限定)や港湾改修事業の交付対象要件(現行は事業規模2億円以上)を拡大し、さらに堆積土砂の撤去などを防災・安全交付金の対象事業とすること。

【県土整備部】

10 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震は今後 30 年以内の発生確率が 60～70%まで上昇し、その脅威は刻々と増しています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減する必要がある。本県では、防災・減災対策としてハード対策を進めるとともに、地域のニーズに応じて避難階段の設置や防潮扉の自動化など、きめ細かな対策の取組を進めています。

《課題》

- ① 防災・減災対策を進める上で、大規模地震発生 of 切迫性が高い地域については、早急にハード対策やきめ細かな対策を強力に推進することが喫緊の課題です。
- ② 津波浸水予測区域内の河川堤防において、空洞化などにより脆弱となった箇所では、機能の回復を図るため緊急に補修を実施する必要があります。また、河川を遡上する津波による被害の軽減に向け、対策が必要な箇所を設定する必要があります。
- ③ 下水道のライフライン機能を確保するための耐震化・津波対策を進めることが必要です。
- ④ 木造住宅の耐震化促進のための耐震補強補助金の増額や、減災に向けた木造住宅の部分的な耐震改修に対する評価基準の確立など支援の拡充が必要です。
- ⑤ 不特定多数が利用する大規模建築物等に対する耐震診断費および耐震改修費の補助支援を引き続き行うためには、地方負担の財源確保が喫緊の課題です。

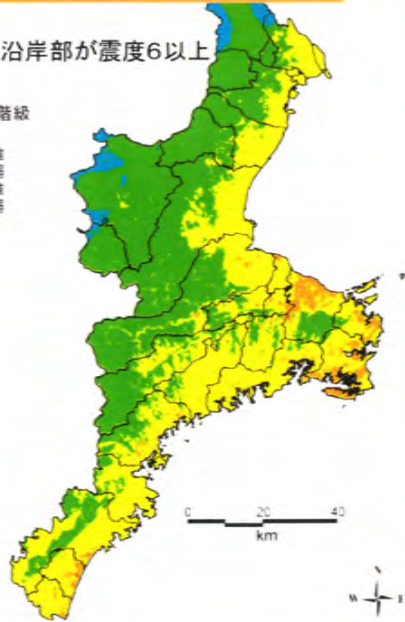
県担当課名 県土整備部河川課、港湾・海岸課、下水道課、住宅課、建築開発課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律 等

10 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

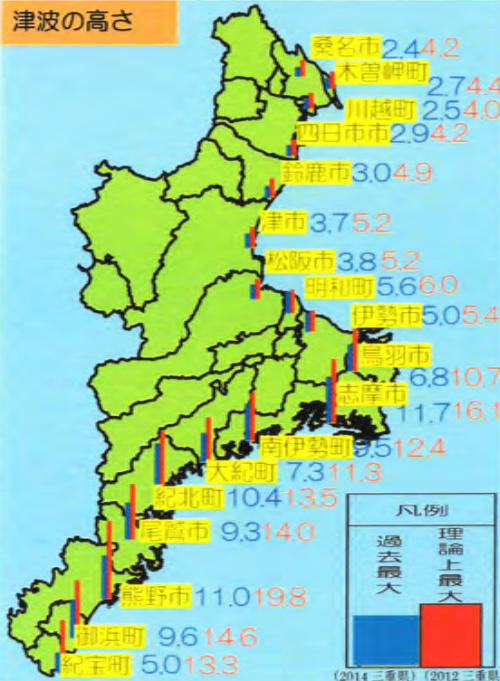
(国土交通省)

三重県内の震度分布(過去最大)

県内の沿岸部が震度6以上



津波の高さ



機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策
 伊勢湾台風(S34.9)
 一河川改修や海岸堤防の整備などの治水を推進

河川 洪水 (概ね 60mm/h に対応) 海岸 高潮 (伊勢湾台風級に対応)
 高潮 (伊勢湾台風級に対応) 高波 (既往最大に対応)

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

機能低下した堤防の補強

交付金事業で進捗加速！
 H26年度予算で完了予定

3年間で実施 [H24年度] ~ [H26年度]

200箇所 (緊要に対策を要するもの) 内 136箇所 (空洞化)

国単独事業で実施中！
 H25:25箇所 H26:24箇所

5年間で実施 [H25年度] ~ [H29年度]

183箇所 (緊要に対策を要するもの) 内 11箇所 (空洞化)

130河川 (約 204Km) 調査対象 (2次点検 (要状計測))

1次点検 (目視調査)

3,515箇所 (約 195Km) 調査対象 (1次点検 (目視調査))

海岸線総延長 1,088km

「機能確保」「粘り強い構造」となるよう緊急に「補強・補修対策」が必要！

国の支援の拡充！

劣化による亀裂
 崩落
 空洞化
 劣化による亀裂

急がれるハード対策やきめ細かな対策を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- 海岸堤防の整備・耐震対策の実施
- 河川堤防の整備・耐震対策の実施
- 緊急輸送道路の整備
- 港湾耐震岸壁の整備
- 急傾斜地崩壊対策の実施 など

きめ細かな対策を推進

- 海岸・河口部堤防等の補強・補修
- 避難階段の設置
- 水門・防潮扉の遠隔操作化・動力化
- 道路の構造強化、橋梁の耐震化
- 下水道の耐震化・津波対策 など

海岸堤防の耐震対策の実施
 河川施設の整備
 急傾斜地崩壊対策の実施

海岸・河口部堤防の補強
 地域のニーズに適切に対応
 避難しやすい施設の整備

津波に対する対策を進めるための支援の強化を！

河川施設の津波対策

津波遡上解析
 整備内容の検討

河川整備基本方針の変更
 河川整備計画の変更

粘り強い構造
 表法面被覆工 等

津波遡上基
 施設の嵩上げ

液状化層
 耐震化
 鋼矢板工
 地盤改良工

川側

《目指すべき河川施設》

海岸保全施設の津波対策

設計津波の水位の設定
 整備内容の検討

整備計画の策定
 海岸保全基本計画の改訂

設計津波の遡上を防ぐ

津波
 高潮
 嵩上げ
 粘り強い構造
 補強

《目指すべき海岸保全施設》

早期対策区間の設定には遡上解析・検討に対する支援が必要！

海岸保全施設の津波対策を推進するには国の支援が必要！

国の支援を！

提言

- 大規模地震発生切迫性が高い地域において、急がれる河川・海岸堤防の耐震対策などのハード対策、防潮扉の動力化など地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算を確保するとともに、補助率の嵩上げなど国の財政支援を強化すること。
- 大規模地震発生切迫性が高い地域において、急務である河川河口部の堤防補修、津波対策の検討等を防災・安全交付金の対象事業とすること。

10 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

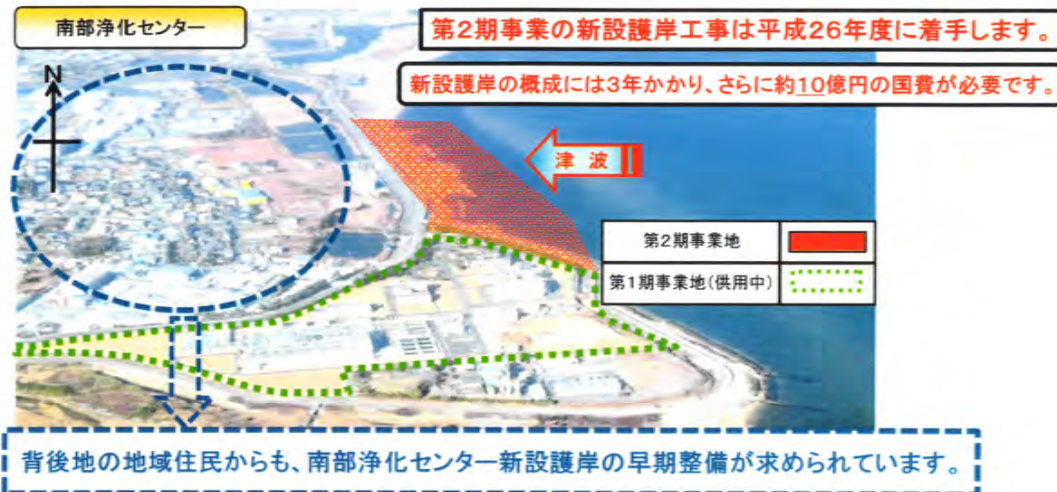
(国土交通省)

三重県の「流域下水道浄化センター」位置図

北部処理区	事業着手 S51	供用開始 S62
南部処理区	事業着手 S62	供用開始 H7
志登茂川処理区	事業着手 H9	供用開始 H29
雲出川左岸処理区	事業着手 S56	供用開始 H5
松阪処理区	事業着手 H2	供用開始 H10
宮川処理区	事業着手 H10	供用開始 H18



耐震・耐津波性能を有する南部浄化センター第2期計画の事業推進



耐震・耐津波性能を有する志登茂川浄化センターの早期供用開始



志登茂川処理区には、防災拠点となる施設が多く位置しています。防災活動を下支えるために、汚水処理を確実にする必要があります。

<防災拠点>

- ①三重県庁
- ②三重県津庁舎
- ③三重県警察本部
- ④国土交通省三重河川国道事務所
- ⑤三重大学医学部附属病院
- ⑥JR・近鉄津駅



平成29年度末の供用開始をめざしています。

整備完了までに、さらに約64億円の国費が必要です。

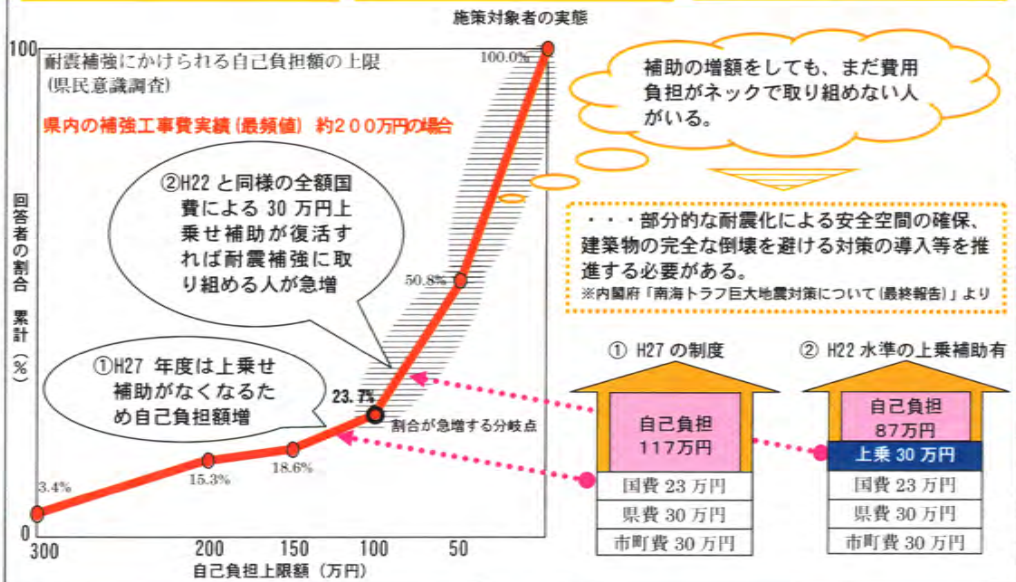
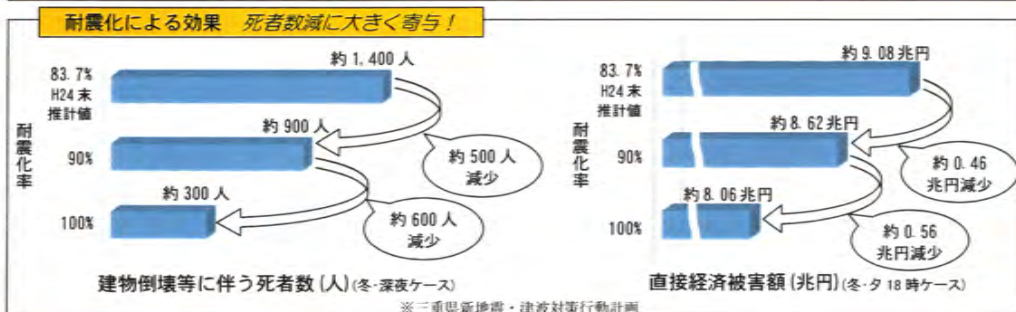
提言 大規模地震発生の切迫性が高い地域において、下水道浄化センターは速やかな機能回復を可能とする耐震および耐津波性能が求められるため、新設の機械電気設備の整備についても、事前防災の観点から防災・安全交付金の対象とし、その重点配分を行うこと。

【県土整備部】

10 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府、国土交通省)

住宅の耐震化促進と減災のための支援制度の充実を！



○耐震補強補助金の増額
全額国費による30万円上乗せ補助復活により耐震化取組を支援

○部分的耐震改修等の減災取組の評価基準の確立
進め現状をふまえ、命を守る減災取組を支援

支援制度の拡充
拡充により大きく促進！

大規模建築物等の耐震化促進のための財政支援の強化を！

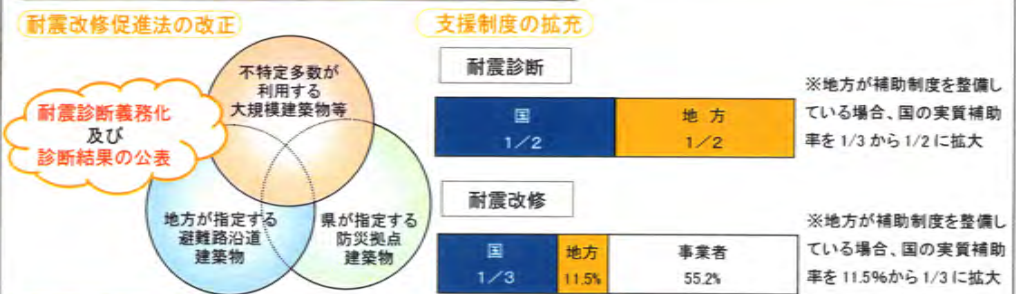
耐震化の現状

【国】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年までに90%
<「地震防災戦略」H17年中央防災会議策定>

【県】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年までに90%
うち多数の者が利用する民間建築物の耐震化目標は85%
○多数の者が利用する民間建築物の平成23年時点の耐震化率は約73%であった。

耐震改修促進法の改正や支援措置の拡充による建築物の耐震化の促進が喫緊の課題

国による耐震改修促進法の改正とそれに伴う支援制度の拡充



県の補助制度

【耐震診断】
○対象：耐震診断及び診断結果の公表が義務化される以下の建築物
・不特定多数が利用する大規模建築物(ホテル・旅館、店舗等)
・避難弱者が利用する大規模建築物(学校、老人ホーム等)
・火薬類、石油類等の危険物を、一定量以上貯蔵又は処理している大規模建築物(工場等)

【耐震改修】
○対象：耐震診断及び診断結果の公表が義務化される建築物のうち、以下のいずれかに該当する建築物
・災害時に避難所として活用される建築物(ホテル・旅館等)
・災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物

多額な予算措置の必要性

耐震診断が義務化される全ての建築物に対して、耐震診断費の1/2及び耐震改修費の11.5%を地方が負担した場合

地方負担額 約60億円

財源確保が大きな課題

○既存の支援制度の拡充
国の補助率の嵩上げによる国負担の増額

○新たな支援制度の創設
新たな交付金制度など地方負担に係る支援制度の創設

支援制度の拡充
拡充により大きく促進！

提言

- 1 木造住宅の耐震化促進のために耐震補強補助金を増額すること。また、木造住宅の部分的な耐震改修など減災取組に対する評価基準を確立すること。
- 2 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向け、国の補助率の嵩上げや地方負担に係る支援制度を創設すること。

11 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 25 年の台風第 18 号により、服部川の直轄管理区間において、床上浸水 45 棟など住民生活に影響を及ぼす甚大な被害が発生しました。また、木津川の県管理区間では、国道を兼用する堤防が洪水により崩壊しました。木津川の河川改修については、平成 27 年度の上野遊水地の運用開始に向け、国による直轄事業が進められています。県では再度の災害に備え河道整備を進めています。一方、抜本的な治水安全度の向上が期待される川上ダムは、国により事業の必要性等について検証中であるため、本体工事に着手できない状況です。
- 伊賀市三田地区の浸水被害の軽減に向け、国、県、市による「三田地区浸水被害対策会議」において、浸水要因の分析や対策メニューの抽出が行われました。

《課題》

- ① 平成 25 年台風第 18 号による被害は、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、大きな不安を抱かせています。このため、再度の災害等に備え、地域住民の不安解消のための治水対策を推進する必要があります。木津川流域の治水対策は、川上ダム、上野遊水地、木津川河川改修を一体として進める必要があります。
- ② 伊賀市三田地区の浸水被害の軽減するためには、国、県、市が引き続き連携し、「三田地区浸水被害対策会議」において抽出された対策メニューを着実に実施する必要があります。
- ③ 県民の安全・安心を確保するため、伊勢湾台風による壊滅的な被害を契機として整備され、その後、約半世紀が経過し老朽化した堤防などの洪水・高潮対策、および南海トラフを震源地とする巨大地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより県北部のゼロメートル地帯において、地震により液状化などが予想される堤防などの耐震対策として、直轄事業による河川改修や海岸整備を着実に推進することが必要です。
- ④ 過去の洪水で被害を受けた地域における再度の災害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進することが必要です。

県担当課名 県土整備部河川課、防災砂防課、港湾・海岸課

関係法令等 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

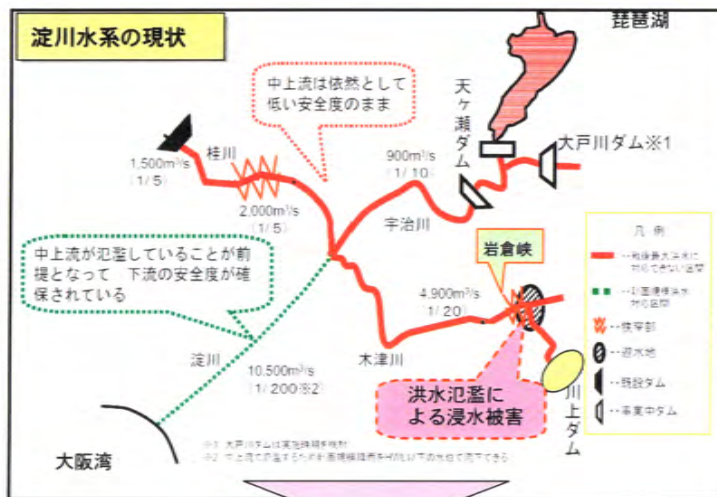
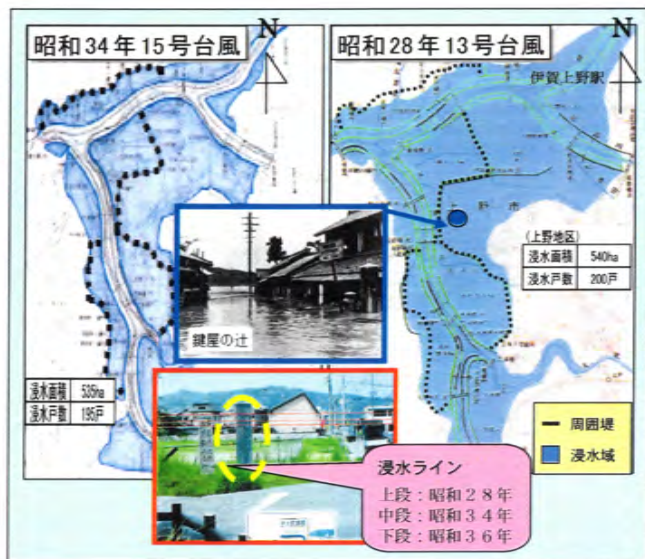
11 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

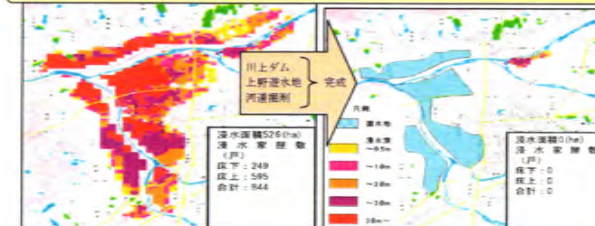
三重県の伊賀地域(木津川上流地域)は、過去から幾多の浸水被害を受け続けてきました。

淀川水系の治水上の安全は、中・上流が氾濫していることが前提となっており、下流の安全が確保されています。

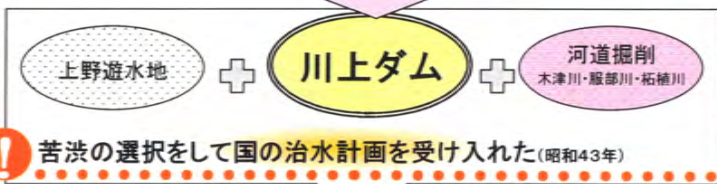
川上ダムには、洪水調整や利水の確保などの整備効果があります。



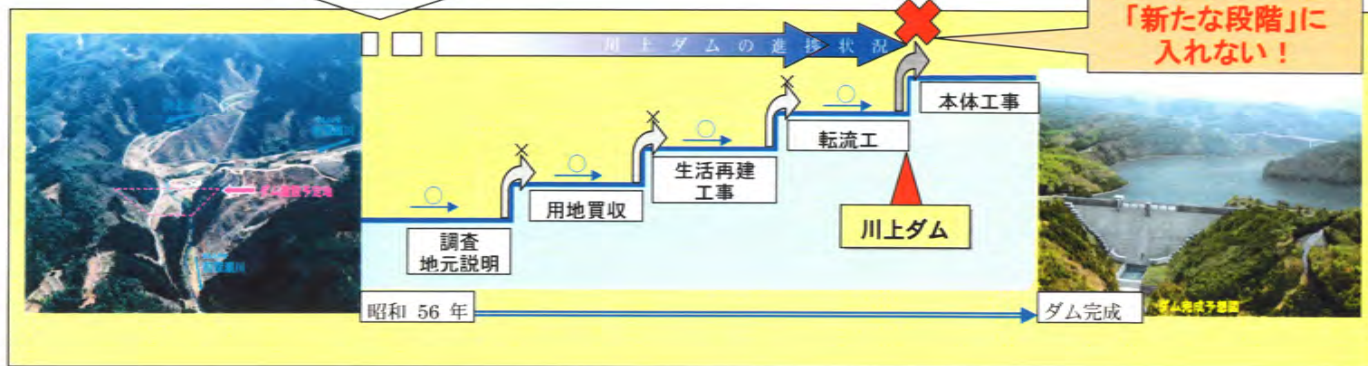
【治水】伊賀地域(木津川上流域)の浸水被害を軽減



【利水】伊賀市水道の安定供給のための水源確保



伊賀地域の住民は岩倉峽(狭窄部)の開削を要望
 苦渋の選択をして国の治水計画を受け入れた(昭和43年)



提言 川上ダムの速やかな検証の完了と早期完成に最大限努めること。

【県土整備部】

11 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

頻発する洪水被害

平成25年度 服部川 (台風18号)



平成21年度 雲出川 (台風18号)



平成16年度 宮川 (台風21号)



近畿地方整備局木津川上流事務所・中部地方整備局三重河川国道事務所 提供

宮川床上浸水対策特別緊急事業



堤防整備箇所の出水時の状況 (宮川右岸)
平成23年9月4日



平成16年洪水と同規模の出水であったが、河道掘削、堤防整備により**浸水被害が大幅に解消**

三重県の直轄管理河川

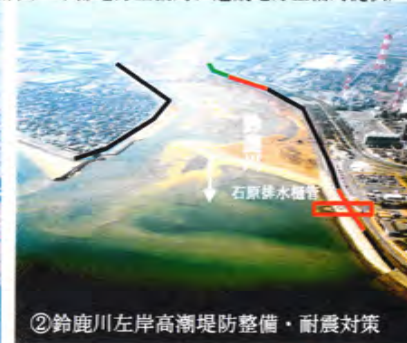


頻発する集中豪雨、大型化する台風、巨大地震への備えとして
直轄河川の整備推進が必要

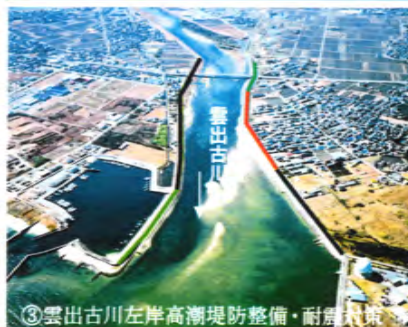
(平成26年度事業計画 中部地方整備局、近畿地方整備局提供)



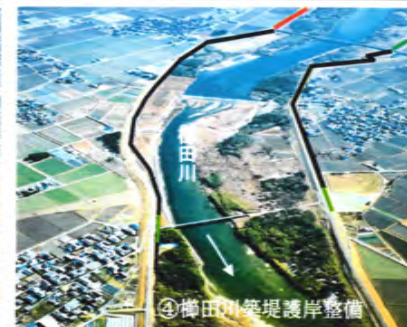
① 木曾川：源緑・松蔭地区
揖斐川：白鷺・城南地区



② 鈴鹿川左岸高潮堤防整備・耐震対策



③ 雲出古川左岸高潮堤防整備・耐震対策



④ 柳田川築堤護岸整備



⑤ 宮川築堤・堤防(漏水対策)整備



⑥ 木津川(上流)直轄河川改修事業(上野遊水地)

提言 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄河川事業を推進すること。

【県土整備部】

11 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)



地区名	津 (栗真町屋)(阿漕浦・御殿場)	津 (贄崎)	香良洲	三雲 (鶺鴒・天白)	松阪 (松ヶ崎・狛師・大口・西黒部)
全体事業費(億円)	135.0	42.7	71.3	87.9	48.6
整備期間	H23~H35	H14~H23	H4~H21	H4~H24	H6~H20
整備延長	5.5km	2.2km	2.4km	3.3km	3.1km
H26予算(億円)	10.3	-	-	-	-
備考	H23新規採択箇所				

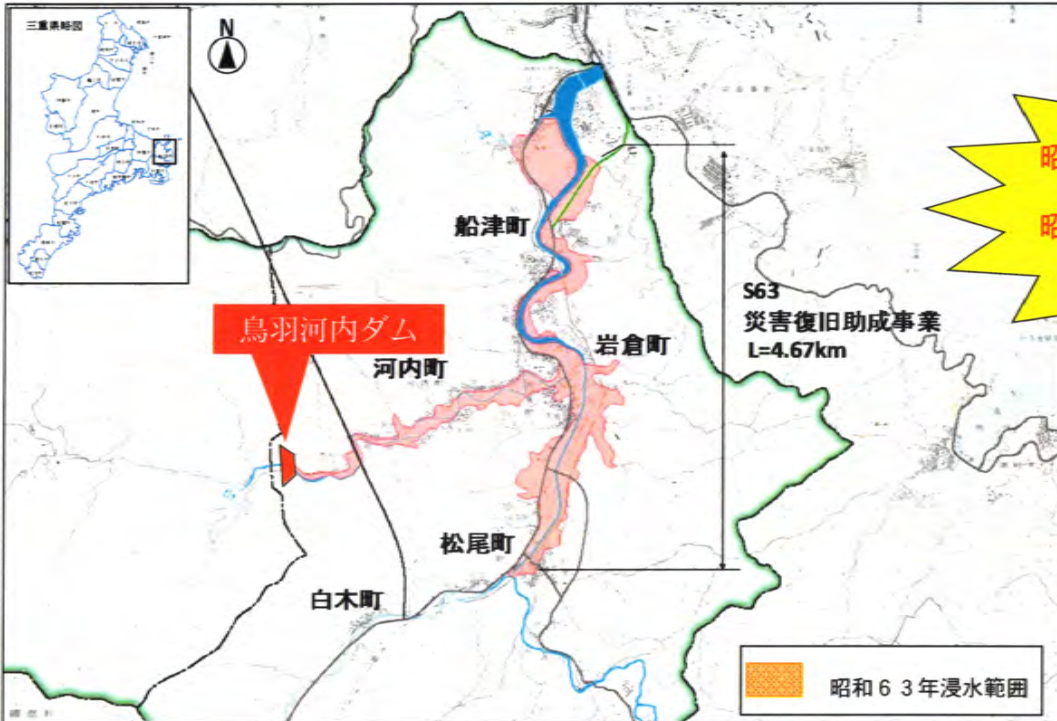
提言 大規模水害等に備えた高潮対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄海岸事業を推進すること。

【国土整備部】

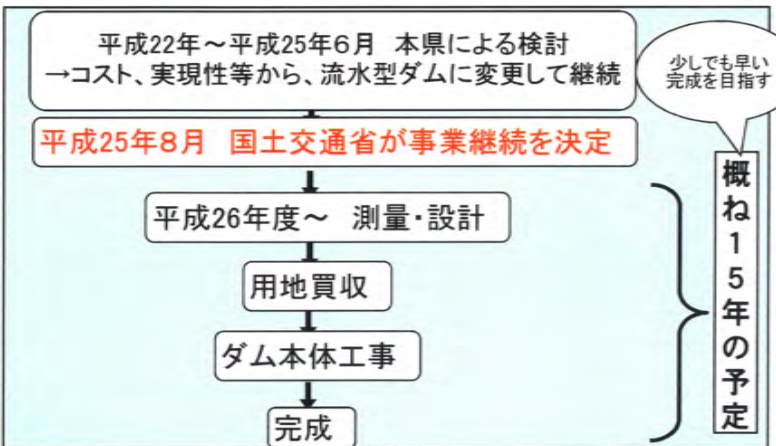
11 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

二級河川加茂川水系は、過去幾度となく、洪水氾濫による浸水被害が発生！



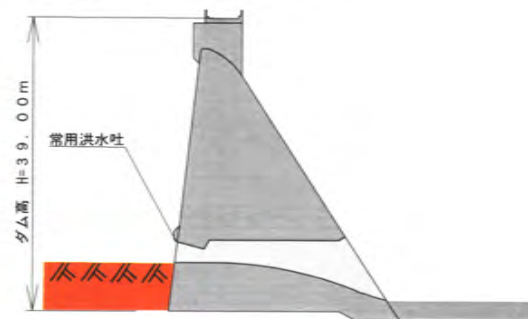
昭和57年
死者1名 浸水戸数46戸
昭和63年
死者4名 浸水戸数72戸 等



過去の洪水で被害を受けた地域における再度の被害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進する必要があります。



【流水型ダム断面図】



提言 抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められた鳥羽河内ダムの整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

12 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 七里御浜海岸は、背後地はもとより海岸と並走する緊急輸送道路の国道42号を防護する役割を担っています。
- 七里御浜海岸では、太平洋の高波等の影響により、最大80m汀線が後退し前浜が消失するなど侵食が著しく発生し、その資源や機能が脅かされています。このため、本県ではこれまで巨額の費用を投入し侵食対策に取り組んでいます。
- 七里御浜海岸は、吉野熊野国立公園内に位置し、「熊野参詣道七里御浜」（熊野古道の浜街道）として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であることから保全と活用に努めています。

《課題》

- ① 発生が懸念される南海トラフ巨大地震に伴う巨大津波から、背後地や国道42号を防護するため、早期に対策を行う必要があります。しかし、七里御浜海岸は海岸延長約23kmに及ぶことから工事規模が著しく大きく、本県による対策には限界があります。
- ② 海岸の侵食対策については効率性の観点が重要であり、七里御浜海岸においても熊野川の堆積土砂を活用し、波力等の自然エネルギーを利用した吸引輸送システム（サンドバイパス）等の新技術・新工法によるコスト縮減が求められます。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ③ 七里御浜海岸は、国立公園や世界遺産に登録されていることから、緑の防潮堤や潜突堤等の新技術・新工法による景観に配慮した対策が必要です。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ④ 七里御浜海岸の侵食が進行する原因には、熊野川等からの自然な土砂供給が減少していることが考えられます。このため、継続的な土砂供給を確保するためには、複雑な土砂供給の解析や複数県にわたる熊野川流域の総合土砂管理が必要です。

県担当課名 県土整備部港湾・海岸課

関係法令等 海岸法

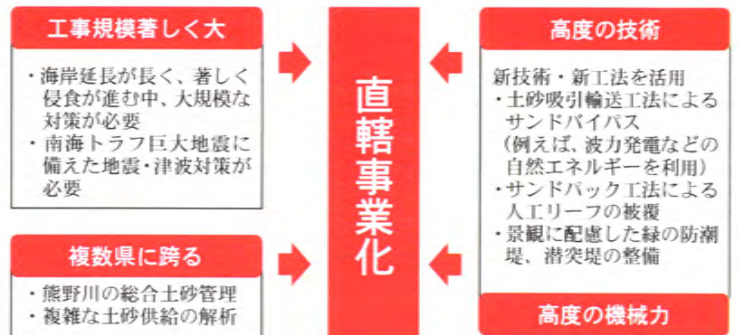
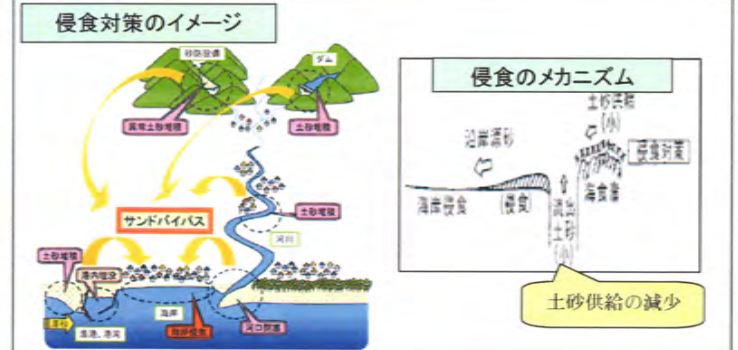
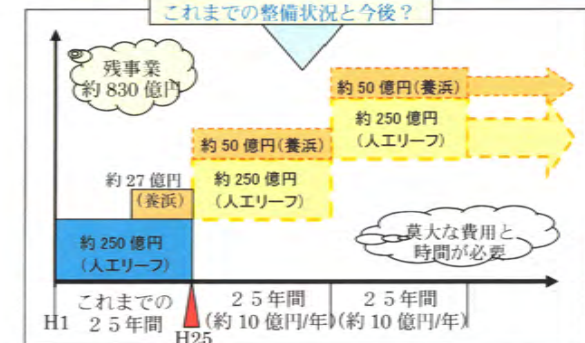
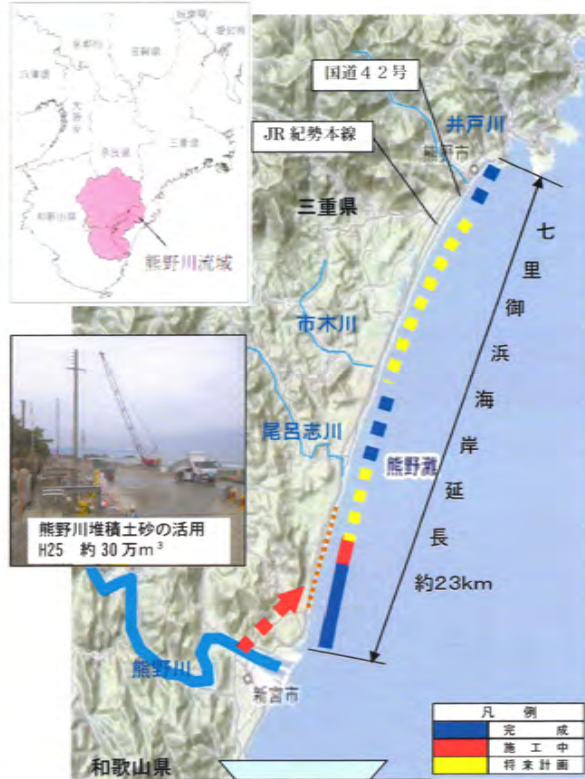
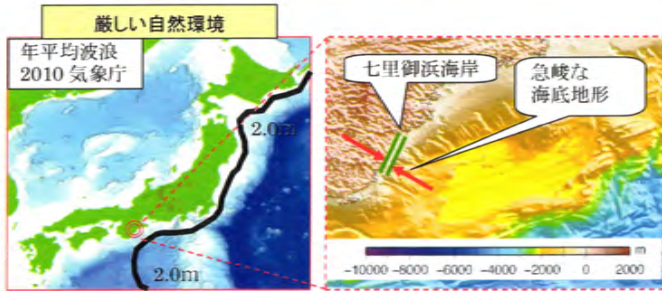
12 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録され東紀州地域を代表する地域資源です。また、背後地の防護機能も有していますが、急峻な海底地形や太平洋の高波など厳しい自然環境のもと、著しく侵食が進んでおり、年々海浜が後退しています。

七里御浜海岸は、海岸延長が約23kmに及び、また前浜が消失するなど侵食が著しいことから、大規模な侵食対策が必要です。

世界遺産保護や環境負荷低減のため、新技術・新工法を活用した侵食対策が必要です。また、継続的な土砂供給確保のため、複数県にわたる熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析が必要です。



提言 発生が懸念される南海トラフ巨大地震の津波対策が急がれる中、七里御浜海岸における侵食対策については工事規模が著しく大きく、高度の技術、高度の機械力等が必要となることから、直轄事業化すること。

13 新宮川水系（熊野川）の総合的な治水対策のさらなる推進

（国土交通省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 23 年台風第 12 号に伴う豪雨により、熊野川および支川流域において大規模な浸水被害が発生するとともに、熊野川の河道内には大量の土砂が堆積しています。また、熊野川の影響を受けた相野谷川では、平成 19 年に完成した輪中堤（天端高 9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。このため、熊野川と相野谷川では、激甚災害対策特別緊急事業や災害復旧事業が実施されています。
- 河口から約 5 k m の区間は国の直轄管理であり、中下流部は、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。また、流域内には、主なものだけで 11 基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株)、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。このうち、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成 24 年台風第 4 号や台風第 17 号、平成 25 年台風第 18 号において、一定の水位低減効果が得られました。
- 熊野川は、紀伊半島大水害以降、山腹崩壊等による土砂の流出により、さらなる濁水の発生とその長期化が問題となっています。その対策として堆積土砂の撤去、砂防工事等の土砂災害対策や上流にあるダム群において、水路トンネル整備、選択取水設備の設置などの対策を進めていますが、濁水の発生は継続しています。

《課題》

- ① 熊野川では治水安全度の向上を図るため、大量の堆積土砂を早期に撤去する必要があります。しかしながら、その対策には莫大な費用が必要であり、水系内に複数存在する各河川管理者が短期間に効果的な対策を進めることには限界があることから、直轄管理区間の拡大により、国の管理のもと堆積土砂の撤去を推進することが求められます。
また、熊野川および相野谷川では再度災害防止に向け、激甚災害対策特別緊急事業等の着実な推進が必要です。
- ② 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や洪水軽減に向けたダム運用のさらなる改善、濁水対策の検討を図るためには、国のマネジメントをさらに強化する必要があります。

県担当課名 県土整備部河川課

関係法令等 河川法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

13 新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進

(国土交通省)

被害が甚大

平成23年9月の台風12号に伴う未曾有の降雨により計画規模を超える洪水によって広域で甚大な被害が発生!

複雑で特異

熊野川流域は、日本有数の多雨地帯でありながら、河川やダムの管理者が複数・複雑に存在しており、上下流一貫した対策が必要!

熊野川で計画を越える未曾有の洪水が発生

相野谷川では本川の洪水の逆流等により水位が上昇。輪中堤を越水、甚大な浸水被害

河川整備基本方針の計画高水流量(1.9万m³/s)を超える洪水(2.4万m³/s)が発生

戦後3番目(近年最大)のH9年の洪水(9.4m)を超える洪水が発生
*今回:13.8m(痕跡水位)

全国有数の多雨地帯であり、洪水を発生しやすい

土砂災害や洪水による被害が発生するリスクを抱えている

流域(2,360km²)が三県に跨る

流域全体の総合的な治水対策が必要

浸水想定区域内の人口(約25,000人)に11基のダムが点在

11基全てが利水ダム(治水機能無し)複数の管理者が存在

相野谷川周辺の災害復旧への取組

相野谷川における復旧の実施にあたっては激甚な被害を踏まえ、国・三重県、紀宝町が連携し、地元の意向を十分踏まえつつ進めることが重要

「相野谷川沿川における災害復旧のあり方検討に関する協議会」
H26.3.26 終了
【構成員】
国・三重県・紀宝町

激特事業を進めるため、関係機関との協議や技術的な検討に着手

「熊野川堤防調査委員会」
【構成員】 学識者

平成23年 台風12号 被災状況

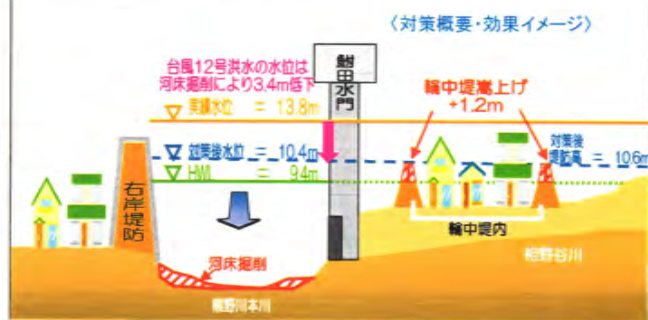


新宮川水系 流域図



河川激甚災害対策特別緊急事業

平成23年発生災害 直轄河川災害復旧事業:50億円
・総事業費 200億円
・事業期間 H23年度~H28年度(6年間)



熊野川の総合的な治水対策の実施への取組

熊野川の河川管理者である国、三県と沿川自治体及びダム管理者が緊密な連携を図りながら熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することが重要

「ダム操作に関する技術検討会」(電源開発)

「熊野川の総合的な治水対策協議会」
【構成員】 国・和歌山県・奈良県・三重県・流域自治体・関西電力・電源開発
【開催実績】 第1回:H24.7.2 第2回:H24.12.20 第3回:H25.7.2 第4回:H25.12.26

◎計画規模を超える洪水により大規模な被害が発生

◎下流の直轄管理区間と密接不可分な上流のダム群が存在

◎紀伊半島大水害以降、少雨により濁水が発生

◎大量の堆積土砂を撤去するなど治水対策が必要

◎流域全体の一体的な管理が必要

◎濁水対策の検討が必要

提言 1 紀伊半島大水害で計画規模を超える洪水が発生した熊野川(相野谷川を含む)について、直轄管理区間の拡大による国の一元的な管理により、効率的かつ効果的な堆積土砂撤去など再度災害防止に向けた治水対策を推進すること。
2 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や利水ダムの運用改善及び濁水対策の検討について、国によるマネジメントを強化すること。

【県土整備部】

14 海女漁の文化財指定への取組

【提言・提案事項】**制度**・予算

(文部科学省、文化庁)

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。

また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

《現状》

- 鳥羽・志摩地域において、漁業者としての女性たちは、海女として海に潜り、アワビやサザエ等を採捕し、生業としてきた歴史があります。万葉集にも詠まれている海女たちは、現代に至るまで、器械を使わず自らの身体と簡単な道具のみを使用し、素潜りである海女漁という伝統漁法を守り伝えています。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながりや、独自の習俗等、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育てており、単なる伝統漁法ではないことを示しています。
- その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課す等、「海」と共に生きてきました。しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまう地域もあるのが現状です。
- 本県では、国文化財補助金を得て、「海女習俗基礎調査」、「海女習俗詳細調査」を、平成22年度から25年度までの4年間実施してきました。その調査結果をもって、文化財の保護団体である「海女保存会」の設立や、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」を県無形民俗文化財指定といった取組を、世界に先駆けて行ったところです。また、海女漁の存続や文化財の継承に資する水産業の振興策についても、「海女保存会」や三重県を含めた8県による、「全国海女文化保存・振興会議」を設立し、検討・協議しています。

《課題》

- ① 平成22・23年度に行った、「海女習俗基礎調査」の結果から、鳥羽・志摩地域において、978人の海女が活動していることが判明しました。昭和24年には、6,349人の海女がいましたが、それから比較すると激減し、高齢化も顕著となっています。
このように、海女漁や海女の文化の衰退は、我が国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。
- ② そのためにも、伝統的な海女漁に対しては、県無形民俗文化財指定に留まるのではなく、海女漁を取り巻く状況を鑑みて、「海女保存会」等による文化財保護の取組を進めるためにも、鳥羽・志摩の海女漁の早急な国重要無形民俗文化財指定が必要です。また、海女漁の未来を見据え、わが国を代表するだけでなく、世界的に稀少な漁法として、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向け配慮いただく必要があると考えます。

県担当課名 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産保護条約

14 海女漁の文化財指定への取組

(文部科学省、文化庁)

海女漁の現状と課題

- ・「海女」の減少や高齢化
- ・存続の危機

海女保存会の設立 平成25年5月18日

海女保存会

鳥羽海女保存会

志摩海女保存会

- ・「海女」が会員の組織。
- ・「海女保存会」は、「鳥羽海女保存会」と「志摩海女保存会」の連合組織。
- ・文化財としての保存・継承を今後展開。
- ・全国初の取組。

水産振興
 ・産業として成立
 ・水産資源の回復

文化財保護
 ・保存と継承
 ・保護の周知

両面からのアプローチの必要性

全国海女文化保存・振興会議の設立

- ・知事を委員とする会議。平成26年1月24日設立。
- ・海女漁が存続している8県による連携。(岩手・宮城・静岡・石川・福井・三重・鳥取・徳島)
- 会長：鈴木英敬(三重県知事) 事務局：三重県教育委員会
- ・各県の文化財保護部局と水産振興部局が連携し情報を共有。

文化財保護のイメージ

県文化財指定(無形民俗)

国重要無形民俗文化財指定

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載

海女漁の操業状況

海女漁の従事者数

	従事者数(人)
三重県	978
石川県	215
静岡県	185
千葉県	108
徳島県	74
福井県	68
福岡県	56
長崎県	50
山口県	40
岩手県	25
宮城県	10
熊本県	10
大分県	9
鳥取県	7
佐賀県	6
和歌山県	5
愛知県	3
計	1,849

平成25年三重県教育委員会調査

【提言・提案項目】

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。
 また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

【教育委員会事務局】

15 四日市港の強靱化および物流機能の強化

(1) 南海トラフ地震に備えた港湾の強靱化

【提言・提案事項】**制度**・予算

(国土交通省)

《現状》

- 三重県が実施した地震被害想定調査によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波により、三重県内で約 53,000 人の死者が発生し、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされています。
- 四日市港の臨海部には国内外に石油製品等を供給する国内有数の石油化学コンビナートが立地しており、被災後のサプライチェーンの寸断による経済・産業活動への深刻な打撃や背後の市街地、港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は、地震や津波による被害の発生を未然に防止する、被災した場合にも早期復旧を支えるという重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

《課題》

- ① 地震や津波の被害から四日市港の背後の人命や財産を守るためには、早急に対策に取る必要があることから、現在、海岸保全施設の耐震化整備を進めているところですが、財源の確保が困難なため事業進捗が遅く、事業の推進にはさらなる財政支援が必要です。
- ② 港湾施設については、民間事業者が所有する航路沿いの護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度および法人税の特例措置が創設されましたが、民有の海岸保全施設については支援制度がありません。民有の海岸保全施設は、海岸管理者が管理する海岸保全施設と一体となって背後のコンビナートや市街地を防護する重要な役割を担っており、こうした施設についても耐震対策を支援する制度が必要です。
- ③ 四日市港の物流機能を維持するためには、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化を図ることで維持管理コストの縮減や予算の平準化を図っていく必要があります。
また、老朽化が著しい港湾施設については、機能の維持・回復を図っていく必要がありますが、多額の費用を要し、本組合だけでは財源の確保が困難なため、整備が進んでいません。施設の維持補修を円滑に進めていくためには、さらなる財政支援が必要です。
- ④ 国有港湾施設は、災害時の緊急輸送を支える機能や都市部を防護する機能など港湾が有する多様な機能を発揮する上で欠くことのできない重要な施設であることから、所有者である国が責任をもって施設を補修していく必要があります。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

15 四日市港の強靱化および物流機能の強化

(1) 南海トラフ地震に備えた港湾の強靱化

(国土交通省)

現 状

- 南海トラフ地震の発生が危惧される中、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされており、四日市港臨海部のコンビナートが被災することによるサプライチェーンの機能停止、背後の市街地や港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は地震や津波による被害の発生防止、被災した場合の早期復旧という観点から重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

課 題 1


- 海岸保全施設の総延長 21.7 kmのうち、6.1km が現行の耐震基準を満たしておらず、対策が必要
- 私有施設の老朽化・耐震対策への支援制度がない



○管理組合の海岸保全区域内の耐震対策必要施設延長	
・管理組合が管理する海岸保全施設延長	19,594m
・民間企業が管理する海岸保全施設延長	2,120m
・要耐震対策延長	6,092m
《内訳》 管理組合管理の要耐震対策延長	5,047m
民間企業管理の要耐震対策延長	1,045m

課 題 2

- 係留施設延べ 11,578m 中経過年数 50 年以上が 4,332m
⇒ 【全体の 38%】 (参考) 全国平均約 7%
- 国の施設は、国が責任をもって施設を維持していくことが必要



鉄筋コンクリートの劣化
棧橋式岸壁の下面

【提言・提案項目】

- 1 背後の住民の生命・財産を守るための海岸保全施設の耐震化対策および老朽化対策に対する支援の充実
 - ① 防災・安全交付金の国費率の引き上げ (1/2 → 2/3) を行うこと。
 - ② 私有施設の耐震化事業に対する支援制度の創設を行うこと。
- 2 港湾施設の老朽化対策に対する支援充実
 - ① 長寿命化計画策定事業について防波堤、係留施設、トンネル及び橋梁だけが補助対象であるところ、護岸、防潮堤、水門、荷さばき施設等も追加するとともに、平成 27 年度以降も事業を継続すること。
 - ② 維持管理計画書に基づく港湾施設の一般定期点検、詳細点検の実施に対する補助制度の創設を行うこと。
 - ③ 防災・安全交付金の国費率の引き上げ (1/3 → 1/2) を行うこと。
 - ④ 国有港湾施設の補修について、事業費 5 億円以上の枠を撤廃し、国の責任で補修事業を実施すること。

【四日市港管理組合】

15 四日市港の強靱化および物流機能の強化

(2) 伊勢湾の背後圏産業の競争力強化に向けた物流機能の強化

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(国土交通省)

《現状》

- 伊勢湾の背後には国際的な「ものづくり産業」が立地しており、国はこうした我が国の基幹産業を支えるため、必要な物流機能の強化を図るとの方針が示したところであり、四日市港においては名古屋港と連携を図りつつ、港湾コストの削減とサービス水準の向上に取り組んでいるところです。
- 現在、コンテナ埠頭へのアクセス向上のため、国の直轄事業として臨港道路霞4号幹線の整備が、平成29年度内での完成を目指して進められています。
- 伊勢湾は港湾法附則第31項の規定に基づき政令により、当分の間、国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社および特例港湾運営会社に関する規定を適用するとされ、現在、四日市港と名古屋港で、特例港湾運営会社の指定に向けた取組を進めているところです。

《課題》

- ① 臨港道路霞4号幹線は、平成16年度から整備が進められていますが、平成25年度末現在の進捗状況（事業費ベース）は、約4割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要です。
- ② 港湾運営会社からユーザーへの施設提供に係る料金低廉化が図れるよう、国際戦略港湾には、直轄港湾工事の国費負担率の引き上げや対象施設の拡充、税制優遇等の支援措置が図られたところですが、伊勢湾にはその支援措置が適用されません。伊勢湾の港湾運営会社が低廉なサービスを提供し、国際競争力の強化を図っていくには、伊勢湾にも国際戦略港湾と同等の支援措置が必要です。
- ③ また、コンテナ埠頭近傍の未利用地となっている港湾関連用地については、臨港道路霞4号幹線の整備により今後利便性が高まることを見込まれることから、こうした土地に物流施設を誘致することで、公共投資だけでなく、民間からの投資も積極的に呼び込み、物流の一層の効率化を図っていく必要があります。

県担当課名 四日市港管理組合
関係法令等 港湾法

15 四日市港の強靱化および物流機能の強化

(2) 伊勢湾の背後圏産業の競争力強化に向けた物流機能の強化

(国土交通省)

現状

- 伊勢湾の背後には国際的な「ものづくり産業」が立地しており、国はこうした我が国の基幹産業を支えるために伊勢湾の港湾の必要な物流機能の強化を図る方針。
- 四日市港においては名古屋港と連携を図りつつ、港湾コストの削減とサービス水準の向上に取り組んでいる。

課題

- ① 臨港道路霞4号幹線の平成25年度末現在の進捗状況は、約4割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要。
- ② 伊勢湾には、国際戦略港湾と同様の港湾運営会社制度が適用されているが、港湾施設の整備への支援や税制面で差がある。
- ③ コンテナ埠頭近傍の未利用地について民間からの投資も積極的に誘導していくことで物流の一層の効率化を図っていく必要がある。



港湾整備等に係る国の支援措置

	国際戦略港湾 5港 京浜(東京、川崎、横浜) 阪神(神戸、大阪)	国際拠点港湾 18港	
		名古屋 四日市	左記以外の16港
港湾運営会社の指定	国土交通大臣	国土交通大臣	港湾管理者
直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)	水深16m以上 7/10 水深14m~15m 2/3 水深12m~13m 5.5/10	2/3	
コンテナヤードの直轄事業化	国費負担率 2/3 (水深16m以上)	-	
港湾運営会社に対する 無利子資金の貸付	○ (最大8割)	○ (最大8割)	○ (最大6割)
港湾運営会社の取得した 荷さばき施設等に係る 課税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2	固定資産税 2/3 都市計画税 2/3 対象港： 苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多	

【提言・提案項目】

1 港湾インフラの整備に対する支援の充実

- ① 貨物輸送の即時性・定時性の確保、物流コスト・環境負荷の低減および災害時のアクセスのリダンダンシー機能に資する臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。
- ② コンテナターミナルのヤード等の整備に対して国際戦略港湾と同等の支援措置を適用すること。

2 民間事業者による物流の効率化に向けた取組に対する支援の充実

- ① 港湾運営会社に対して、国際戦略港湾と同等の税制優遇措置を講じること。
- ② 埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を、国際戦略港湾と同様に無利子貸付制度の対象施設とすること。

【四日市港管理組合】

16 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。

《現状》

- 現在、地方においては、地域経済の活性化や雇用機会の創出、さらには、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策や子育て支援施策の充実、高齢者医療の確保などの財政需要が増加している一方で、地方税収はリーマンショック前の水準まで未だ十分に回復しておらず、一般財源収入は伸び悩んでいます。しかしながら、地方交付税の別枠加算について、リーマンショックへの対応として設けられたものであるとして、その解消を求める意見があり、平成26年度地方財政対策においては、地方税収の状況をふまえ、一部が縮小されました。
- 国においては、地方交付税の原資について、法定率分等だけでは賅うことができず、臨時財政対策債の発行等による財政措置により財源を賅っています。

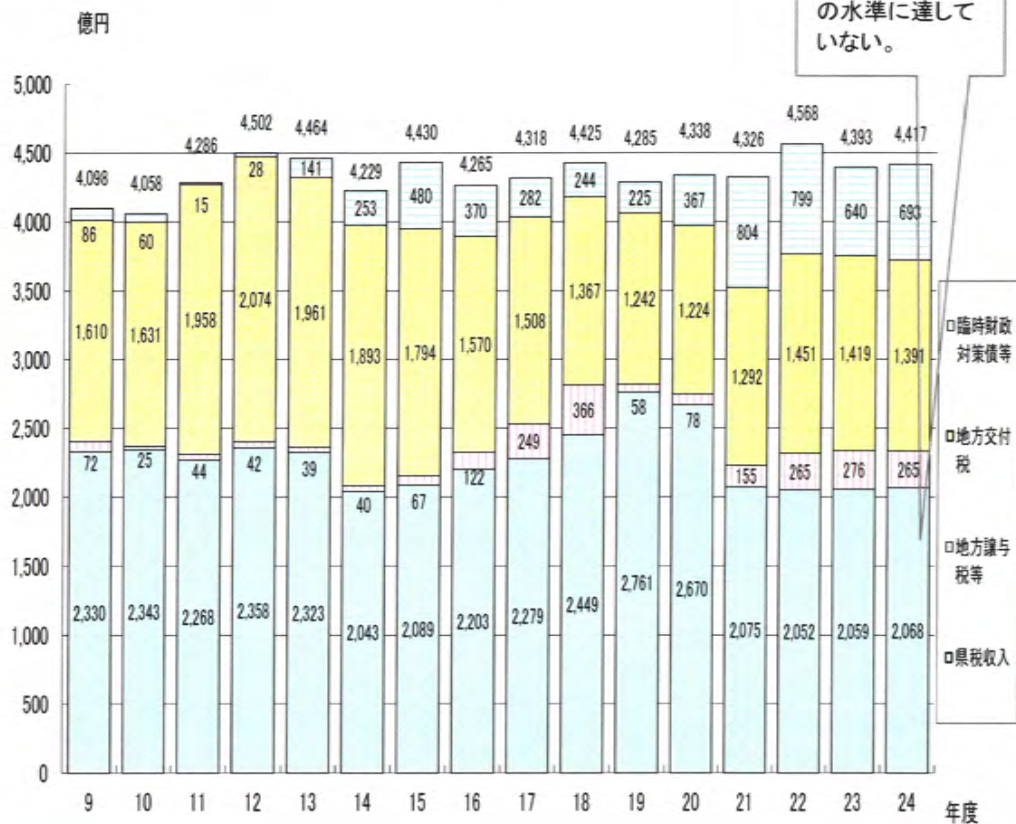
《課題》

- ① 地方の景気は、リーマンショックから回復してきているとはいえ、未だ十分ではなく、地方における安定的な行財政運営に支障が生じないよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- ② 今後、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。

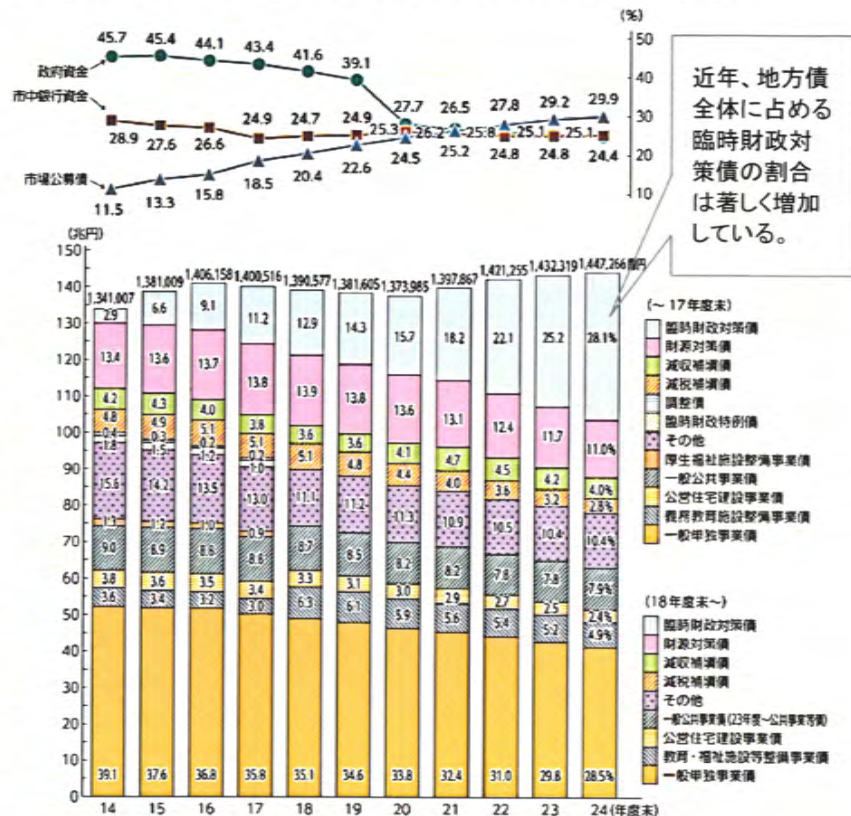
県担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

16 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実 (総務省、財務省)

本県の地方一般財源収入の推移(普通会計決算)



地方債現在高に占める臨時財政対策債の割合の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 政府資金は、平成20～24年度は財政融資資金である。
 3 財源対策債は、一般公共事業債又は公共事業債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
 4 地方債現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減価基金への積立額相当分は含まれていない(第23回、第24回において同じ)。

(出典)平成26年版地方財政白書

【提言・提案項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど地方財政の質の改善を推進すること。

【総務部】

17 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 車体課税の見直しにあたっては、地方に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すること。
- 2 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。
- 3 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方に減収が生じることのないよう、地方税財源を確保する方策を併せて検討すること。

《現状》

- 平成 26 年度与党税制改正大綱において、「自動車取得税は、消費税率 10%への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる」、新たに実施する自動車税の環境性能課税の税収規模は、「他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保する」とされています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱において、「消費税の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。（中略）軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する」とされています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱において、「わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要である。（中略）法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める」とされています。

《課題》

車体課税の見直しによる自動車取得税の廃止、消費税、地方消費税への軽減税率の導入、法人実効税率の引下げは、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。

県担当課名 総務部税務企画課
関係法令等 平成 26 年度与党税制改正大綱

17 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

■平成 26 年度与党税制改正大綱(抜粋)

1. 自動車取得税は、消費税率 10%への引上げ時(平成 27 年 10 月予定)に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。
2. 消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。
3. わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要である。(中略)法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

■本県における自動車取得税

自動車取得税の平成 24 年度の収入額は、約 40 億円と県税収入の約 2%を占めており、その 66.5%は県内市町へ交付されている。平成 26 年度税制改正においては、自動車取得税の税率が引き下げられるとともに、いわゆるエコカー減税が拡充されたところである。

課 題

車体課税の見直しによる自動車取得税の廃止、消費税、地方消費税への軽減税率の導入、法人実効税率の引下げは、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。

本県の県税収入の推移(普通会計決算)



【提言・提案項目】

- 1 車体課税の見直しにあたっては、地方に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すること。
- 2 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。
- 3 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方に減収が生じることのないよう、地方税財源を確保する方策を併せて検討すること。

【総務部】

18 畜産業の成長産業化に向けた牛肉輸出を促進するための環境整備

(農林水産省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

《現状》

- 本県では、国内で最高評価を得ている県産ブランド牛を国際ブランドとして展開すべく、平成26年3月に立ち上げた「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」のなかに「畜産部会」を設置して、官民一体となって、グローバルな「食市場」の獲得に取り組んでいるところです。
- ユネスコ無形文化遺産への登録に象徴される「和食」の世界的な人気を背景に、我が国全体の牛肉輸出量は平成24年度に過去最高の945tを記録しておりますが、その一方で、次のような理由により、県産ブランド牛肉の輸出は、主にシンガポールやマカオへの試験的なものに留まっています。
 - ① 県産ブランド牛をと畜・解体している食肉処理施設が輸出に対応していないこと
 - ② 県産ブランド牛肉は、長期肥育による優れた肉質が特徴であり、出荷月齢制限（30か月未満）を行うタイ、香港、マカオ等への輸出が難しいこと
 - ③ 市場として有望な台湾やロシア等との政府間検疫協議が未了であり、日本からの輸出が解禁されていないこと

《課題》

- ① 牛肉輸出を促進するためには、近い将来、本県においても輸出に対応できる食肉処理施設を整備する必要があると考えていますが、産地の実情に合った小規模な食肉処理施設を建設する場合、国の「強い農業づくり交付金」を活用できません。小規模な食肉処理施設を建設する場合でも、国の「強い農業づくり交付金」を活用できるよう、補助事業要件を緩和することが必要です。
- ② 牛肉の輸出拡大に向けた環境を整えるため、国において、出荷月齢制限（30か月未満）の撤廃や輸出解禁に向けた関係国との検疫協議を早期に完了させることが望まれます。

県担当課名 農林水産部畜産課

関係法令等 強い農業づくり交付金実施要綱

18 畜産業の成長産業化に向けた牛肉輸出を促進するための環境整備 (農林水産省、厚生労働省)

現状



- 本県では、国内で最高評価を得ている県産ブランド牛について、世界ブランドとなることを目指し、関係事業者などとの連携により、海外販路の開拓に取り組んでいます。
- 長期肥育が特徴の松阪牛など県産ブランド牛肉の輸出は検疫条件が厳しいことなどから、これまでの輸出は主にシンガポールとマカオへの試験的なものに留まっています。

課題

1 産地の実情に合った食肉処理施設を整備するためには、国の補助事業要件の緩和が必要

- ① 県内には輸出に対応できる食肉処理施設がありません。
- ② 近い将来、輸出に対応できる食肉処理施設を整備する必要があると考えていますが、産地の実情に合った小規模な食肉処理施設を建設する場合、国の「強い農業づくり交付金」を活用できません。
- ③ また、「強い農業づくり交付金」で食肉処理施設を整備する場合、処理頭数に応じて、補助対象とされる上限事業費が設定されていますが、輸出対応施設については建設費が高くなるなど、この上限事業費では施設の建設が難しい状況です。

課題1

小規模な食肉処理施設を建設する場合でも、国の「強い農業づくり交付金」を活用できるよう、補助事業要件を緩和することが必要です。

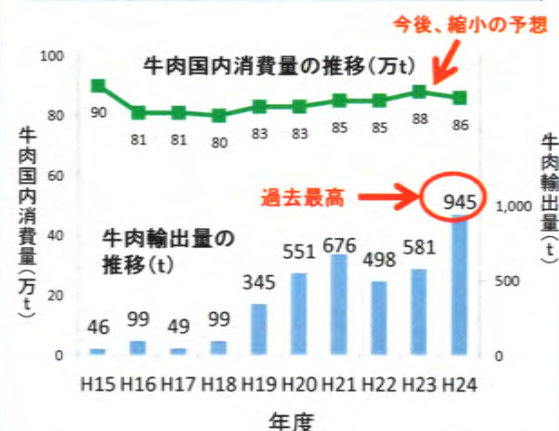


- ①施設の規模要件
<1日当たりの処理頭数(豚換算)>
700頭以上から400頭程度に引き下げ
- ②施設の補助対象上限事業費の算定に使う<1日1頭処理(豚換算)当たりの事業費単価>
600万円から1,000万円に引き上げ

補助対象上限事業費: 400頭 × 1,000万円

輸出に対応できる施設(400頭規模)の
補助対象建設費 約40億円に対応

和食ブームなど背景に 全国の牛肉輸出量は過去最高を記録



※農水省「畜産物流通統計」「食料需給表」財務省「貿易統計」

2 牛肉輸出を促進するためには、各国における検疫条件の緩和と輸出解禁国の拡大が必要

- ① 30ヶ月未満の出荷月齢制限を設けている香港、マカオ、タイには、900日以上長期肥育を特徴とする県産ブランド牛肉を輸出できません。
- ② 輸出解禁に向けた協議が未了のため、輸出先として有望な台湾、ロシアなどには輸出できません。

課題2

牛肉の輸出拡大に向けた環境を整えるため、国において、出荷月齢制限の撤廃や輸出解禁に向けた検疫協議を早期に完了させることが望まれます。



提言

- 1 食肉処理施設の建設に際して活用できる「強い農業づくり交付金」の補助要件等をブランド牛肉産地の実情に応じて緩和すること。
- 2 牛肉の海外への販路開拓が進むよう、出荷月齢制限など検疫条件の緩和や輸出解禁に向けた各国との検疫協議を加速させること。

19 豚流行性下痢（PED）の拡大防止と恒常的な予防に向けた支援の拡充

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

（農林水産省）

豚流行性下痢（PED）を早期に沈静化させ、養豚経営を安定させることが必要

《現状》

- 平成 25 年 10 月に 7 年ぶりの国内発生が確認された豚流行性下痢（以下、「PED」）については、全国の養豚関係者による懸命の防疫対策にもかかわらず、その発生が全国に拡大し、平成 26 年 5 月 12 日現在で 37 道県まで拡大しています。
- PEDが発生した道県では、養豚農家等に対して侵入車両等の消毒や飼養衛生管理基準の徹底を強く指導するなど、PEDウイルスの侵入予防および拡散防止対策の強化に取り組んでいますが、PEDの発生が沈静化に向かわない状況から、養豚農家やその関係者からは、感染拡大への不安のみならず、経営への影響を懸念する声が大きくなってきています。

《課題》

- ① ウイルスの拡散防止に向け、消毒を徹底するためには、養豚農家等の消毒等に要する費用負担を軽減することが必要です。
- ② PEDの緊急かつ恒常的な予防に向け、養豚農家へのワクチンの早期かつ安定的な供給を確保していくことが必要です。
- ③ PED発生により被害を受けた養豚農家に対する経営支援が必要です。

豚流行性下痢（PED）の再発を防止するためには、徹底した原因究明が必要

《現状》

PEDのウイルス株について、国の遺伝子解析が進んでいますが、国内における感染拡大の経路等については、未だ解明されていない状況にあるため、適切かつ効率的なウイルス侵入防止対策を実施することができない状況です。

《課題》

PEDウイルスの侵入予防および拡散防止を効率的に行うため、ウイルスの侵入経路の解明を一刻も早く行うことが必要です。

県担当課名 農林水産部畜産課

関係法令等 家畜伝染病予防法、消費・安全対策交付金実施要綱


19 豚流行性下痢(PED)の拡大防止と恒常的な予防に向けた支援の拡充

(農林水産省)

1 豚流行性下痢(PED)を早期に沈静化させ、養豚経営を安定させることが必要

現 状	<p><三重県における現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養豚農家等に対する農場出入口等における通行車両への消毒の徹底 ・ ウイルスの拡散を防ぐための発生農場等への県の備蓄防護服の提供 ・ 市町、農協等の協力により養豚場付近に設置した消毒ポイント(12か所)での消毒の徹底(県の備蓄消毒薬の提供、噴霧機の貸出し) ・ 養豚農家や関係事業者を対象とした消毒講習会の開催 ・ 発生農場母豚へのワクチン接種指導 	<p>三重県におけるPED発生状況 (平成26年5月15日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>16事例 発症頭数</td> <td>12,115頭</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 繁殖豚</td> <td>831頭</td> </tr> <tr> <td>子豚</td> <td>6,766頭</td> </tr> <tr> <td>肉豚</td> <td>4,518頭</td> </tr> <tr> <td>うち死亡豚頭数</td> <td>4,084頭</td> </tr> </table>	16事例 発症頭数	12,115頭	(内訳) 繁殖豚	831頭	子豚	6,766頭	肉豚	4,518頭	うち死亡豚頭数	4,084頭
	16事例 発症頭数	12,115頭										
(内訳) 繁殖豚	831頭											
子豚	6,766頭											
肉豚	4,518頭											
うち死亡豚頭数	4,084頭											
	<p><現状における懸案事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「消費・安全対策交付金」については、県への配分額が要望額の7割に留まっており、消毒や死亡豚の処理等の防疫対策を十分に実施できなくなる可能性。 2 PEDの発生以降、ワクチンの入手が困難な状況にあり、将来のワクチンの確保について養豚農家の不安が増大。 3 PEDによる子豚の死亡等により、養豚農家の収入は減少する可能性があり、経営への影響を懸念。 											
課 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルスの拡散防止に向け、消毒を徹底するためには、養豚農家等の消毒等に要する費用負担を軽減することが必要です。 2 PEDの緊急かつ恒常的な予防に向け、養豚農家へのワクチンの早期かつ安定的な供給を確保していくことが必要です。 3 PEDの発生により被害を受けた養豚農家に対する経営支援が必要です。 											
提 言	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の「消費・安全対策交付金」について、十分な予算配分を行うこと。 2 ワクチンの安定的かつ継続的な供給体制の構築を図ること。 3 PEDにより経営に影響を受けた養豚農家等に対し、農林漁業セーフティネット資金の特例措置(無利子化等)を設けるなど、的確な経営支援措置を講じること。 											

2 豚流行性下痢(PED)の再発を防止するためには、徹底した原因究明が必要

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年10月の確認以降、37道県に感染拡大(平成26年5月12日現在) ・ 今回の流行ウイルス株は、国において遺伝子解析が進んでいるが、未だ、国内の感染経路は解明されていない。 	<p>適切かつ効率的なPEDウイルスの侵入予防対策を実施できない。</p>	
課 題	<ol style="list-style-type: none"> 4 PEDウイルスの侵入予防および拡散防止を効率的に行うため、ウイルスの侵入経路の解明を一刻も早く行うことが必要です。 		
提 言	<ol style="list-style-type: none"> 4 国内における感染拡大要因および養豚農場における進入経路の特定等、原因究明を早急かつ徹底的に行い、今後の感染予防に生かすこと。 		

PEDの沈静化及び養豚経営の安定

感染拡大の原因究明

国民への豚肉の安定供給